

# 令和3年加茂市議会12月定例会会議録（第1号）

12月9日

## 議事日程第1号

令和3年12月9日（木曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 第75号議案及び第76号議案
- 第5 第77号議案から第84号議案まで及び第86号議案
- 第6 請願第5号
- 第7 一般質問

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第75号議案 専決処分の承認について（令和3年度加茂市一般会計補正予算第11号）  
第76号議案 専決処分の承認について（令和3年度加茂市一般会計補正予算第12号）
- 日程第5 第77号議案 令和3年度加茂市一般会計補正予算（第13号）  
第78号議案 令和3年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
第79号議案 令和3年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第80号議案 加茂市立学校条例等の一部改正について  
第81号議案 新潟県加茂市国民健康保険条例の一部改正について  
第82号議案 新潟県加茂市防災会議条例の一部改正について  
第83号議案 加茂市水防協議会条例の廃止について  
第84号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について  
第86号議案 令和3年度加茂市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第6 請願第5号 加茂都市計画地区計画による建築物の制限に関する条例改正に反対する請願
- 日程第7 一般質問
  - 橋本 昌美君
    - 1. 加茂山公園のスライダー新設における看板掲示について
    - 2. 市税等の不納欠損等について
  - 安武 秀敏君
    - 1. 平和祈願と福祉

2. メリア3階の利活用について

森山 一理君

1. 「加茂文化会館前広場のリニューアル」について
2. 「加茂市の教育現場における『加茂の方言』教育と愛郷心」について
3. 「八十里越え（国道289号線）開通に向けて」について

---

○出席議員（18名）

1番	森友和君	2番	大橋一久君
3番	橋本昌美君	4番	中沢真佐子君
5番	三沢嘉男君	6番	白川克広君
7番	佐藤俊夫君	8番	大平一貴君
9番	浅野一明君	10番	滝沢茂秋君
11番	森山一理君	12番	山田義栄君
13番	中野元栄君	14番	安田憲喜君
15番	樋口博務君	16番	安武秀敏君
17番	樋口浩二君	18番	関龍雄君

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者

市長	藤田明美君	副市長	五十嵐裕幸君
総務課長	明田川太門君	企画財政課長	車谷憲繁君
税務課長 会計課長	目黒博之君	農林課長 農業委員会 農事務局長	大竹久範君
商工観光課長	吉田裕之君	市民課長	智野賢一君
環境課長	石附敏春君	こども未来課長	井上毅君
健康福祉課長	藤田和夫君	建設課長	宮澤康夫君
上下水道課長	土田修也君	加茂市介護・看護支援センター所長	佐藤正直君
教育長	山川雅己君	教育委員会 庶務課長 文化会館長	草野智文君
教育委員会 学校教育課長	北原利章君	教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君
教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐卓君	監査委員会 事務局長	齋藤美佐子君

---

○職務のため出席した事務局員

事務局長 大野博司君 次長 坂井恵里君  
係長 石津敏朗君 主査 吉田和実君  
嘱託速記士 丸山夏歩君

---

午前9時30分 開会

○議長（滝沢茂秋君） これより令和3年加茂市議会12月定例会を開会いたします。

---

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（滝沢茂秋君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、8番、大平一貴君、9番、浅野一明君、11番、森山一理君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会における今期定例会の運営について、審査の結果を委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長 山田義栄君 登壇〕

○議会運営委員長（山田義栄君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会の結果を報告いたします。

本日から12月定例会が開催されますので、去る12月2日に議会運営委員会を開催いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、皆様方の御賛同をお願いいたします。

会期は、本日から12月20日までの12日間といたすことになった次第であります。今回、提出されました請願は1件、一般質問の通告は9名であります。議事の運営につきましては、皆様方のお手元に配付してあります順序によって行い、本会議は本日9日、10日、13日及び20日に開催し、本日は議案2件の即決をお願いすることになりました。13日の本会議終了後に連合審査会と全員協議会の開催をお願いし、次いで14日から16日までの間に各委員会の開催をお願いし、付託議案及び請願等の審査を行っていただくことになりました。最終日の20日は各委員長の報告を行い、これを決定していただき、人事議案の即決をお願いすることになりました。また、会期中に議員発案等が提出された場合は、最終日の日程に組み、これらの即決をお願いし、12月定例会を終了することになりました。

以上をもちまして、議会運営委員会の結果報告を終わります。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月20日までの12日間といたしたいと思っております。なお、議事の運営につきましては、議会運営委員長報告のとおり取り計りたいと

思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの12日間と決定いたしました。

なお、議事の運営につきましては、お諮りのとおり決しました。

---

### 市長の挨拶

○議長（滝沢茂秋君） 次に、市長より招集の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） おはようございます。令和3年加茂市議会12月定例会をお願いしましたところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

今議会では、主な議案として、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、灯油等購入費助成事業費、農業者緊急支援事業費をはじめとする令和3年度一般会計補正予算等の御審議をよろしくお願いたします。

また、さきの9月定例会での一般質問、委員会での御質問、御要望の進捗状況について御報告できるものとしたしましては、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納処分について、現在も逐次滞納処分を進めているところです。

また、介護サービス利用料の不納欠損については、人数や金額等を確認作業中です。

正規職員と会計年度任用職員の業務分担の整理作業について、市民課でのマニュアル整備は、今年度末の完成に向け、作成中です。

人事異動について、職員への異動希望調査を11月に実施しました。今後異動の参考にする予定です。

女性消防吏員について、消防本部のほうで昨年度から学校へ出向き、就職指導担当職員に受験説明を行い、受験者の増員を目指し働きかけを行っています。10月24日に実施した高校卒業程度の採用一次試験に今回初めて女子2名が受験しました。女性消防団について、令和3年4月発足で、11月1日現在12名所属し、割合は3.2%となっています。全国の最新値は3.3%です。引き続きPRを行い、加入促進を図ってまいります。

加茂市防災市民情報配信サービス登録者数について、イベントや会議開催時等にチラシを配り、周知を図っています。12月1日現在、メール登録者数529人、ライン登録者数2,701人と、少しずつ増加しています。

防災計画に基づく各種訓練の実施について、11月17日に職員を対象に避難所開設運営研修会を実施しました。また、12月中旬から下旬にかけて、抜き打ちでの地震時の職員安否確認、参集可否確認の訓練実施を計画しています。

自主防災会の設立状況と自主防災会への指導状況について、12月1日現在で自主防災組織数5団体です。これは、9月時点から2団体増加し、組織率は1.1%から2.0%に増加しています。12月12日に県と共催で災害時の要配慮者、避難行動要支援者の避難支援について考える避難支援セミナーを産業センターで実施します。

8月24日に発生した狭口地内（善作茶屋の下手）の土砂崩れの改修工事について、県が災害復旧工事

を行いました。斜面整形と植生を行い、10月27日に完了しました。加えて、恒久対策として、県に待ち受け擁壁設置の要望を行いました。

県央基幹病院に関する住民説明会開催について、11月10日に燕労災病院長であります県福祉保健部の遠藤参与が県央基幹病院開院に向けた準備状況説明のため面会にいらした際に、住民説明会の開催を求め、了解を得ました。また、11月9日に県病院局がおいでになった際は、県央医療圏の再編で加茂病院が今後どのようなのかきちんと住民に説明してほしいということと、今後のスケジュールについてもきちんと示してほしいと要請し、了解を得ました。

以上となります。今議会も活発な議論を期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

報告第20号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分報告について、市長から報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第21号、監査委員から定期監査、財政的援助団体等監査及び令和3年8月分、9月分、10月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。その写しを御手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第22号、教育長から教育に関する事務の管理及び執行の点検・評価の報告がありました。その写しを御手元に配付してありますので、御了承ください。

---

### 日程第4 第75号議案及び第76号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第4、第75号議案及び第76号議案の2件を一括議題といたします。当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第75号議案は、令和3年度一般会計補正予算の専決処分について御承認をお願いするものであります。この補正予算は、かも応援花火に対して30万円の寄附金をいただいたことから、かも応援花火事業費について30万円を増額して措置し、10月12日付で専決処分いたしましたものであります。この結果、予算の総額は125億5,456万7,000円となりました。

第76号議案は、令和3年度一般会計補正予算の専決処分について御承認をお願いするものであります。この補正予算は、公民館給水管更新修繕料1,200万円を増額し、これに充てる財源として同額繰越金を増額して措置し、11月19日付で専決処分いたしましたものであります。この結果、予算の総額は125億6,656万7,000円となりました。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第75号議案及び第76号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案及び第76号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前9時43分 休憩

---

---

午前10時05分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております第75号議案及び第76号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより第75号議案及び第76号議案の専決処分の承認についての2件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本各案件はこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本各案件は承認することに決しました。

---

---

#### 日程第5 第77号議案から第84号議案まで及び第86号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第5、第77号議案から第84号議案まで及び第86号議案を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第77号議案は、令和3年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額1億3,110万4,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費8,285万円などを増額し、企業設置奨励事業費2,470万7,000円などを減額するものであります。これに充てる財源として国庫支出金9,297万2,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は126億9,767万1,000円となります。繰越明許費につきましては、体育施設整備費について年度内に事業が完了しない見込みのため、設定するものであります。地方債の補正につきましては、道路橋梁整備事業債など4件について限度額を変更するものであります。

第78号議案は、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額2億円

の増額であります。これは、基金積立金2億円を増額し、同額繰越金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は28億9,724万8,000円となります。

第79号議案は、令和3年度下水道事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額357万5,000円の増額であります。これは、総務費357万5,000円を増額し、同額繰入金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は17億6,387万5,000円となります。

第80号議案は、加茂市立学校条例等の一部改正についてであります。これは、加茂市立加茂西小学校が令和4年3月末をもって閉校することに伴い、関係する加茂市立学校条例、加茂市立学校給食共同調理場設置条例、加茂市公民館条例の3条例を一括して改正するものであります。

第81号議案は、新潟県加茂市国民健康保険条例の一部改正についてであります。これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、産科医療補償制度の掛金が引下げられたことにより、同掛金相当額の加算額と出産育児一時金を合わせた支給総額を現行の42万円と同額にするため、支給額を増額するものであります。あわせて、現金の管理方法について、金融機関の名称の改正漏れがありましたので、このたび改正するものであります。

第82号議案は、新潟県加茂市防災会議条例の一部改正について、第83号議案は、加茂市水防協議会条例の廃止についてであります。これは、地域防災に関する事務と水防に関する事務を一体的に執行することを目的として加茂市水防協議会を廃止し、その役割を水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき加茂市防災会議が担うようにするため、関係条例の整備をするものであります。

第84号議案は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。これは、令和4年3月31日限りで阿賀北広域組合を脱退させ、令和4年4月1日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を共同処理する事務に加入させるため、これに伴う組合規約の変更をお願いするものであります。

第86号議案は、令和3年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額1億8,925万5,000円の増額であります。歳出の内容といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費1億5,668万円などを増額するものであります。これに充てる財源として、国庫支出金1億5,668万円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は128億8,692万6,000円となります。

以上、提案いたしました議案についてその概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） ただいま議題となっております第77号議案から第84号議案まで及び第86号議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

---

## 日程第6 請願第5号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第6、請願第5号を議題といたします。

今期定例会において受理した請願1件につきましては、会議規則第139条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしました。

なお、この際請願文書表を局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 請願文書表 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 10時30分まで休憩いたします。

午前10時13分 休憩

---

---

午後10時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

---

#### 日程第7 一般質問

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 3番、橋本昌美君。

〔3番 橋本昌美君 登壇〕

○3番（橋本昌美君） おはようございます。橋本昌美、令和3年12月、今年最後の議会、一生懸命頑張ります。よろしくお願ひします。今日この天気、すばらしい天気。私のこの一般質問を見ているかのような、頑張れよという気持ちがいたします。勝手ですけども、こう思うのはこっちの勝手がいいと思ひます。

では、始めます。まず最初に、広報かも、今回の11月号、最初にこの点は何かなと思ひたのです。これ通告していないですから、別に答弁いいですけども。最初は、秋だし、果物かなと思ひたのです。柿かな、リンゴじゃないよな、でもへたがないですから。でも、つい最近、イクラです、イクラ。もうちょっと目玉おやじのところが赤くなれば分かったのじゃないかと思ひます。市のほうに質問が行かなかったかなとちょっと心配しました。

また、実は私、加茂市表彰式、気にしております、平成30年度は森山議員、15年表彰、令和元年度、20年表彰、山田議員、中野議員、安田議員、おお、すばらしいな。いやあ、俺そこまで駄目だよな。何とかああいうふうにはできないかな。1つありました。献血です。実は私この前、12月行きました。50回行きましたので、よろしく表彰のほうお願ひいたします。忘れないでくださいね、ちゃんと50回行きましたから。

そういったところで、前置きはこれぐらいにして、限られた時間、質問していきたいと思ひます。最初に、質問の要旨ということで、加茂山公園のスライダー新設における看板掲示について。実はこちらの要旨につきましては、最初は加茂山公園のスライダー新設には幾らかかったか看板に掲示しようという題名でした。この変わった経緯につきましては、時間がありましたら再質問のときに発言したいと思ひます。

では、参ります。加茂山公園のローラーズライダーが老朽化し、新たにローラーズライダーを設置することになり、今年9月10日に改築工事の入札が行われ、決定しました。加茂山公園のローラーズライダーは、リス園と並ぶ人気の遊具です。新しくなったら市内外を問わず大勢の人たちが加茂山目がけてやってくるのではないのでしょうか。しかし、11月の月例全員協議会で、建設課からの説明で、ローラーズライダーなどでの事故の報告を受けました。



では、質問です。質問A、新たに設置するローラースライダーの事故対策はいかがですか。古くなったローラースライダーの教訓などが生かされているのでしょうか。お聞かせください。

また、ローラースライダーを安全に使ってもらうための乗り方などをお知らせする掲示板の設置をお考えと伺いました。文字だけではなく分かりやすいイラストなどを用いて表したいとのこと。検討をよろしくお願いします。

そこで提案です。実は提案ですが、質問B、その掲示板の片隅にでもローラースライダーの金額を提示してはいかがでしょうか。8,030万円。これによりいろんな意見などが聞かれるはずですが。そんな高いものは要らないと言う人もいるでしょう。また、高くても加茂市のみんなが利用でき、子供の喜ぶ顔を見られてよかったと言う人もいるでしょう。しかし、そういう議論を市民などにしてもらうことも加茂市の財政を身近に感じてもらう、考える基になるのではないのでしょうか。市長は、いかがお感じになりますか。

次の質問をします。こちらも質問の要旨は、市税等の不納欠損等についてという要旨でございます。当初は、納税義務を年間1億7,700万円消滅させる手続は市民に対し公平かというものでした。

では、質問の内容に入ります。令和3年9月定例会での一般質問の不納欠損について質問6以降の関連の質問をします。市税及び国民健康保険税に絞り、令和元年度及び2年度の不納欠損額が平成30年度に比べ1,000%を超え、2,000%に迫るほど多額な処理金額でした。その理由は、滞納処分を進めた結果である旨の回答はいただいていたところです。前年対比が飛躍的に伸びており、一生懸命に仕事をしていただいた結果であり、胸を張れるものであることは間違いありません。その結果について、私は以前から不納欠損した事案、すなわち納税の義務が消滅した事案について聞いていました。私の質問に対し税務課長は、滞納処分を進めた結果である旨の答弁でした。その消滅の根拠条文を質問したところ、1、地方税法第15条の7第4項の執行停止後3年経過による消滅と、2、地方税法第18条第1項の時効による消滅であることが分かりました。この2例は、1、3年経過による消滅であれば停止の調査を行った際の再確認等と現況確認の補完調査をすればよいし、2、時効による消滅であれば、単純に5年経過なのだから、5年経過した年分がある事案を抽出し、その年分の中に中断事項がないかなどを調べればよいことであり、滞納処分を進めた結果というような仕事量は必要ないと思います。3年経過による消滅に係る3年前の滞納処分の執行停止をするためのことを答えられていたということでしょうか。また、私は滞納処分を進めた結果というのだから、地方税法第15条の7第1項第1号及び同条第5項を適用した執行停止及び消滅、すなわち即時不納欠損処理をした事案が大量にあるのかなと思っていたのです。しかしながら、質問8で不納欠損の適用条文を質問しましたが、その条文は答弁にありませんでした。

では、質問です。質問C、令和元年度及び2年度に地方税法第15条の7第1項各号該当の滞納処分の停止処理をした市税及び国民健康保険税について、各号における件数、実人員をお答えください。

また、それらの事案で同法第15条の7第1項第1号に該当する事案において、同条第5項該当はなかったわけですが、調査、検討はいかがだったのでしょうか。今この質問Cのところ質問書には件数、延べ人数、実人員と入っておりますけれども、これを考えていくと延べ人数はないなということは分かりましたので、ここで読み上げはしませんでした。

続いて行きます。質問D、確認のために質問します。令和元年度及び2年度に不納欠損処理された事案に、それぞれの処理時点においてまだ滞納として残っている事案はありますか。新規の課税及び新規の滞

納発生見込みはいかがだったでしょうか。

次の質問をします。固定資産税の不納欠損については、先ほどの質問の市税に含まれますが、固定資産税について質問します。固定資産税は、資産を所有していることで課税されているわけですが、不納欠損処理をする事前の調査では、徴収方途の検討をしても差押え財産がなく、不納欠損しか手だてがないということになるかと思うのです。私は、以前税務署の職員だったときに思っていたことの1つに、市町村は固定資産税においては時効による不納欠損はないだろうなということです。なぜなら固定資産税が発生するからには課税されるべき資産があるのだから、いざとなったらそれを差押えすればいいからです。

では、質問です。質問E、まず確認のために、固定資産税の不納欠損額の内訳を適用条文の各号等ごとに件数及び実人員をお聞かせ願います。

質問F、その不納欠損に至った経緯をお聞かせください。事案によっては、不動産を所有している者、お亡くなりになった方や実際に稼働していない法人、また優先債権などが設定されている資産もあると思われるのですが、いかがでしょうか。

次の質問をします。私は以前、令和2年1月22日の月例全員協議会で不納欠損事案に対しての議員の確認方法について質問したところ、名前などの個人情報があり、監査委員が確認しているので、議員に対しての開示はできない旨の答弁でした。おおむね理解はしているところですが、そうするとこういった一般質問で確認するしかないのかと考えて質問した次第です。

そこで質問です。質問G、質問というより提案です。決算の時期に不納欠損処理をした事案の概要を不納欠損額の上位二、三名ほど、個人情報の部分を黒塗りなどをして提示してはいかがでしょうか。そうすることによって、市民を代表する議員の目に触れ、加茂市の情勢や徴収職員の御苦労など広くお知らせすることができるのではないかと考えます。いかがでしょうか。また、ほかに確認する方法はありますでしょうか。

最後の質問をします。これまで不納欠損に関係する事柄について質問等してきましたが、この根本の税の意義や役割について質問します。医療などの社会保障及び福祉や水道、道路などの社会整備、教育や消防といった公的サービスは、私たちの豊かな暮らしには欠かせないものですが、その提供には多額な費用がかかります。また、こうした公的なサービスと言われる費用を賄うためには、市民から納めていただく税を財源とすることで公的に実施することが求められています。このようにみんなが互いに支え合い、共によりよい社会をつくっていくため、この費用を広く公平に分かち合うことが必要です。まさに税は、社会の会費であると言えると思うのです。この税を納めることは、働くこと及び教育を受けることと並ぶ国民の3大義務であります。教育の現場では、この納税についての教え方、教える手順など要綱はあるのでしょうか。教えていただきたい。この質問を最後とし、質問H、よろしくお願いします。

以上により壇上での質問を終了し、再質問がある場合は発言席にて行います。ありがとうございました。

〔3番 橋本昌美君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 橋本議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂山公園のスライダー新設における看板掲示についてです。加茂山公園大型ローラーズライダーは、昭和63年から平成3年にかけて整備を行った加茂山周辺環境整備事業の中で整備されました。

設置後は、毎年遊具の安全に関する基準に従い定期点検を行い、必要に応じて補修などを行ってきました。設置から31年が過ぎ、老朽化したことから、社会資本整備総合交付金事業である公園施設長寿命化計画策定調査をし、加茂山公園の長寿命化計画を令和3年度に策定しました。その後、公園施設長寿命化対策支援事業でスライダーの改築工事を実施することとし、現場には着手していませんが、令和3年9月に契約済みとなっています。この交付金事業は、対象事業費の50%が整備後交付されるものです。

まず、質問Aの新たに設置するスライダーの事故対策についてです。遊具の安全対策は、遊具の安全に関する基準に従い、設計、施工を考えています。この基準は、頭部、胴体などの挟み込み、絡まり、引っかかり、滑り終わり後の安全領域などについて定められています。加茂山公園を含む市内の公園の更新された遊具に関しては、全てこの基準を基に設置されています。また、支柱等と接触がないように、滑りながら子供が手を横に伸ばしても触れないよう、直径が140センチメートルの円形になるよう設計されています。ローラーの回転は、既存のものより遅くなり、スピードが出にくくなっています。カーブも既存のものより緩やかになります。なお、安全に御使用いただくため、注意看板をスライダーの乗り口と降り口に設置する予定です。表示に関しましては、子供でも分かりやすくするためにイラストなどを多く用いたものと考えています。

次に、質問Bのローラーズライダーの金額を提示してはいかがかという提案についてです。今回更新される大型ローラーズライダーは、30年前と比べ材質もよく、安全基準も厳しくなっているため、多額の費用がかかります。スライダーは、リス園とともに市内外で加茂山公園の名物になっており、市民の方々だけでなく、市外から訪れるたくさんの方々にご利用されますので、橋本議員が言われるように事業費を表示することは適切でないと思います。

次に、質問Cの地方税法第15条の7第1項第1号該当の同条第5項の検討についてです。令和元年度及び令和2年度に市税及び国民健康保険税で滞納処分の執行停止をした事案はありませんでした。地方税法第15条の7第1項第1号は、滞納処分の執行を停止することができる要件の1つで、滞納処分をすることができる財産がないときという条文です。また、同条第5項は、第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は前項の規定にかかわらずその地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務を直ちに消滅させることができるという条文です。なお、この条文中の前項、つまり第4項とは、御質問にあるように滞納処分の執行停止が3年間継続したときは納税義務が消滅するというものです。また、徴収することができないことが明らかであるときは、例えば限定承認をした相続人が相続によって承継した地方団体の徴収金を有する場合において、その相続による財産について滞納処分をすることができる財産がないときや、解散した法人または解散の登記はないが、廃業して将来事業再開の見込みが全くない法人について、滞納処分をすることができる財産がないか、または滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明な場合などであるとされています。これらの事項に照らして、地方税法第15条の7第1項第1号の執行停止がなかったため、同条第5項該当の事案はありませんでした。

次に、質問Dの消滅事案に滞納残額、新規課税及び新規滞納発生見込みはなかったのかについてです。不納欠損となった人の中で不納欠損の処理時点において欠損とならない滞納額が残った人数は、令和元年度は381人中179人、令和2年度は452人中277人でした。新規の課税及び新規の滞納発生の見

込みがどうだったのかについては、不納欠損となった個別の事案で見れば、例えば長年国民健康保険税が課税されている方は次年度も課税される可能性が高いだろうというように、従来の課税実績から翌年度の課税の予測はできると思います。しかし、市税等は期限までに納めていただくよう申し上げているところであり、不納欠損処理時点において新規の課税及び新規の滞納発生の見込みは立てていません。

次に、質問Eについてです。固定資産税の不納欠損の適用条文については次のとおりです。令和元年度、地方税法第15条の7第4項（執行停止後3年経過）、85万7,495円、110件、実人員13人。地方税法第18条第1項（消滅時効）、3,745万8,664円、1,346件、実人員110人。令和2年度、地方税法第15条の7第4項（執行停止後3年経過）、該当なし。地方税法第18条第1項（消滅時効）、5,809万5,269円、1,888件、実人員181人。

次に、質問Fの不納欠損に至った経緯についてです。地方税法第15条の7第4項の執行停止後3年経過による不納欠損は、不動産競売により交付要求したものの配当がなく、その後転出し、居所が判明しなかったため欠損になった事案、生活困窮のため生活保護になり欠損になった事案などがありました。地方税法第18条第1項による不納欠損では、滞納者の所在が分からず、連絡が取れないまま欠損となった事案や、滞納者が死亡し、相続人が県外在住であり、催告等に反応がなく、欠損された事案などがありました。不納欠損は、その大半が地方税法第18条第1項の消滅時効によるものです。本来であれば、時効になる前に滞納処分をするべきですが、令和元年度までは滞納処分を行うことはほとんどなく、そのため不納欠損の額が多くなったと思われます。また、財産調査もほとんど行っていなかったため、お尋ねの優先債権の有無などは把握していませんでした。令和2年度からは、逐次滞納処分を進めているところで、滞納処分に先立って行われる財産調査により優先債権が見つかる場合もあります。

次に、質問Gの決算の時期に不納欠損処理をした事案の概要を提示してはいかがかという提案についてです。不納欠損額上位二、三名の個人情報の部分を黒塗りなどして提示をしても、加茂市の情勢や職員の苦勞を広く知らせることにはならないのではないかと思います。また、場合によっては個人の特定につながることもあり得るので、適当ではないと思います。ほかに確認する方法としては、決算審査特別委員会で必要に応じ御質問いただくことなどがあると思います。なお、監査委員による決算審査意見書において、市税の不納欠損状況として2か年分の税目別、件数、金額が掲載されています。

最後に、質問Hの学校における税に関する教育についてです。小学校、中学校、高等学校の教育については、初等教育及び中等教育における教育課程の基準として、文部科学省は学校が各教科で教える内容を学校教育法施行規則の規定を根拠に定めたものを学習指導要領として示しています。小学校社会科では、市区町村、都道府県、国が行う公共的な仕事には国民が納める税金が使われていることや、健康で文化的な生活を送るために税金を納めることは国民の義務であることを指導内容として扱い、児童は税金の集められ方や使われ方を調べ、税金の果たす役割や暮らしとの関わりを学びます。中学校では、社会科公民分野で、財政及び租税の意義、国民の納税の義務を指導内容として扱い、生徒は身近な暮らしの中から税金の種類とそれぞれの特徴を具体的に調べたり、納税の意義を考えたりします。高等学校でも公民科で権利と義務との関係を指導内容として扱い、生徒は現実社会の諸事象を通して日本の税制の特徴を多角的に考えたり、日本の税制の在り方について考えをまとめたりします。加えて、加茂市では昭和63年から加茂市租税教育推進協議会を設立し、次代を担う児童生徒が税の役割や仕組みを正しく理解していくことができるように租税教室を開催したり、税に関する作文、標語を募集したりしてきました。今年度は、市内全

小中学校、高等学校、新潟経営大学で租税教室を開催し、税に関する作文や標語には毎年多くの中高生が応募しています。

答弁は以上です。

○3番（橋本昌美君） 答弁ありがとうございます。

まず最初に、今回の質問に至りまして、建設課とか税務課さんのほうにいろいろお話を聞きに行きました。どうもありがとうございました。

それで、再質問に入っていきますが、ちょっと気になることが。市長、今日は具合大丈夫ですか。何か声に張りが、ちょっと何か元気がないような感じがするのですが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。はい、分かりました。

じゃ、再質問します。最初のローラースライダーの件なのですが、事故があったというのは残念なのですが、それについて加茂市は誠実に対応しているというふうに伺っております。それで、この前の11月の協議会でも話がありましたけれども、そのときに慰謝料の折半がまだ、大体示談があってから慰謝料の支払いというのがあると思うのですが、慰謝料はお支払いになったのだけれど、まだ示談は、示談の方向ですという、1メートル上から飛び降りた方のはたしかそういうふうに説明されたと思うのですが、そちらのほうは示談のほうはもうお済みになったのでしょうか。まず最初の質問です。補足しましょうか、何か。

○議長（滝沢茂秋君） 諸報告であった件ですか。

○3番（橋本昌美君） それは、スライダーではないです。申し訳ありません。

○議長（滝沢茂秋君） 橋本議員にお伝えいたしますが、今回の諸報告にその内容入ってございますが、改めて御質問されますか。

○3番（橋本昌美君） はい。

○建設課長（宮澤康夫君） 前回全員協議会で報告させてもらった件なのですが、ロープ上り遊具での事故ということで、昨年事故なのですが、これについてはもう示談は終わっております。支払いも一応終わっております。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） 3番、橋本昌美君、この内容は質問の要旨とは別になりますので、この内容については今回の質問の中には加えないようにお願いいたします。

○3番（橋本昌美君） 分かりました。失礼しました。

じゃ、続いて行きます。質問Bのローラースライダーの金額を提示してはいかがかという、その1点なのですが、答弁のほうには、市民の方々だけではなく、市外から訪れるたくさんの方々に利用されますので、橋本議員が言われるように事業費を表示することは適切でないと思いますと、こうくるのですが、また適切かどうかというのは、そういうことはないと思うのですが、いかがでしょうか。そのところ掘り下げてお伺いいたしますが。

○市長（藤田明美君） 何をもって表示するかということもありますし、まず表示しなければいけないということはありません。ないので、あとはこちらの判断で表示するべきか、しないべきかということの判断になると思うのです。それは、どちらが正しい、正しくないということではなくて、こちらの考えでどう対処するかになると思うのです。そのときに、市外の方もたくさんいらっしゃって、それについてそこ

の金額が、じゃこのスライダー建設するのに幾ら幾らかかりましたということを表示することが市民の方と市外の方、そこに訪れる方にとっていいことかどうかという、私自身は決してよい効果はないというふうに思っておりますので、表示しないほうがいいというふうに思っています。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

確かに市長が言われるように最終的な判断は、これは正しいとか間違っているとかではありません。その中で市長がお考えになり、皆様がお考えになり、最終的には決めることでございます。でも、私はこの質問の内容としては、それは市民であれ、市外の人であれ、加茂市はこんなことをやっているのだよという宣伝にも私はなるのじゃないかと思っています。そして、加茂市はよそから引っ越してきてくださいねというシグナルを発している部分もあります。そういったときには、市外の方にも、あっ、加茂市はこんなことをやっているのだな、子供のためにこんなことをやっているのだなというふうなアピールに僕はなると思っています。それは、それが全てではありません。もちろん市民の方にこの8,000万というお金が高いか安いとか、適切でないというふうな議論も当然あるかと思えます。市長さんが市長になる前から、例えば加茂市は財政が切迫している。そして、住民との会話の中でも、私も出席して聞いてきたところによると、加茂市は緊縮、緊縮ばかりで夢がないと。そういったときに何かないものだろうか。それは、皆さんいろいろですけども、そういったところでやっぱり加茂市の一番観光客を呼ぶ目玉だと僕は思っています。そういうときに、これは実はこれぐらいかかるのだよということと言うのは僕は、ここで言われているような市外から訪れる人に加茂市の事業費を公表するのは適切でないということは私は全然ないのじゃないかと思えます。ましてや加茂市以外の新潟県でも全国でも、あっ、そのぐらいかかるのだな。遊具というのは、正直安くはないのも私も気づいていたところです。でも、意外と高いのだなというふうには思いました。そういうことがあって私は質問しております。市外の方にも公表することが、加茂市はもう全てつまびらかにしているのだよと、そういうことを発信できるのじゃないかと思えます。再度、同じ質問かもしれませんが、市長、いかがですか。

○市長（藤田明美君） 加茂市についての発信は重要だと思うのです。発信する内容というのは、どのようなことをやっているのか、どのような考えを持ってそういった政策をやっているのかというところを発信するのはすごく重要だと思っていて、そのためにそれが幾らかかっていますとか、そういうことではないのかなというふうに思います。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

確かに発信する内容というのは、吟味する必要はございます。そのところは、やはり市長の気持ち、市を思う気持ちがあってこそだと思います。今回の事案については、市長はそういうお気持ちで、そうなのだということで、この質問については、掲示してくださいという質問は終わりますけども、中にはそういったことで市の財政に興味を持っていただくとかということも私はしていきたいなと思っています。そういうことを身近に考えることが加茂市の財政なり、加茂市をよくすることにもつながると僕は思っています。

それで、もう一点だけ。ローラーズライダーについて残念にも事故があったと。そして、それ以降撤去せずに原因を調べている。その調べている経緯については、もうそろそろ1か月たちます。そろそろついたのじゃないかなと思うのですけども、その経緯についてと、工期、工事の期間というのが入札のときには決まっております。そういうことで、始まるのがずれ込めば開始するのずれ込むと思うのです。そこ

のところを答弁いただけますでしょうか。

○建設課長（宮澤康夫君） 工期の関係です。今実際まだ調査中でございます。11月の下旬に調査屋さんのほうの調査が入りました。その結果がまだ出ておりません。近いうちに出てくるかと思うのですが、その結果の内容を相手方、被害者の方にお知らせするという順序を今踏んでおるところですので、撤去の再開ということは今はまだ未定でございます。そんな中で、撤去の工事、新設の工事を進めているわけですが、いつ再開できるかというのはちょっと、相手様と今交渉している中ですので、単純に言えばその分だけ遅れるということになるかと思えます。当初は、5月の連休前には設置完了というふうに考えておったところなのですが、その分だけ若干遅れるということが考えられると思えます。

以上です。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

そこで、今のところで再確認なのですが、調査中である旨、そしてその調査が終わった時点においては被害者の方、多分議会なり加茂市民にもお知らせするのだと思うのですが、まだお知らせする段階になっていないということでしょうか。再度確認します。

○建設課長（宮澤康夫君） 今まだ結果が出ておりませんので、そういう状態で、お知らせできる状態ではないということです。

○3番（橋本昌美君） すみません、聞き方がちょっとよくなかったのですが、現場検証自体はもう終了したということでしょうか。

○建設課長（宮澤康夫君） 11月下旬に現場検証というか、調査屋さんの調査というのは終わっております。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。

事故の検証する、急げと言っているわけじゃないので、一つ一つ適切に検証していただきたいと思います。そうすることがまた次のスライダーを新設する礎となってくると思いますので、確かに早く開設したいというのもあるかもしれませんが、開設ありきでこの事件の解明を急ぐとか、そういうことではありませんので、しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、市税等の不納欠損等について質問していきたいと思ひます。私は、税務署の職員をしていたということもあるかと思ひますが、税金の賦課、そして徴収ということについては、目が行きます。その中で、それはなぜ大切かという、やはり加茂市がちゃんときちんといろいろ事業をしたり、市民のために何かする、そういうところの一番大切なところだと私は思っています。そういうところで質問させていただきます。皆さん御苦勞があるのは十分承知でございます。よろしくお願ひいたします。

それで、最初に市税と国保の地方税法の15条7、1項各号該当はいかがですかというふうに質問したのですが、そちらについて令和元年度及び2年度の市税及び国民健康保険税で滞納処分の執行停止した事例はありませんでしたと。ああ、なるほどなど、元年と2年についてはなかったのだなということなのですが、今回不納欠損したものには3年前に停止処理をして消滅させている分があったと思うのです。その中においての1号の該当というのはないのでしょうか。私は実はそっちのほうを聞いたつもりだったのですが、もし調べていないのであれば調べていないということであれですけど。

○税務課長（目黒博之君） 今回の納税義務の消滅ということになりますと、令和2年度中の消滅ですよ。ね。（3番、橋本昌美君「2年度中」と呼ぶ）そうですね。そうすると、3年前ですから、元年、30

年、29年。29年度分のお尋ねはなかったように思ったのですが。

以上です。

○3番(橋本昌美君) どうも申し訳ありません。9月の定例会で質問したところのと、こう言ったつもりだったので、それは今回調べていないということで結構なのですが、じゃこの令和元年、調べていただいた令和元年、2年度に執行停止した事案はありませんでしたと、こうあるのですが、前回質問したときには市税の滞納の地方税法15条7の4項について、執行停止後3年経過して消滅した事案は210件あると答えられているのですが、その中で、210件あると思うのですが、それについてお調べになったのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○税務課長(目黒博之君) お尋ねは、令和元年度と2年度に滞納処分の停止処理をした市税及び国民健康保険税についてのお尋ねでしたので、平成29年度とか、あるいは28年度とかの執行停止の件数は調べておらないところです。

○3番(橋本昌美君) 今現在ないものを何でしていないのだと言ってもしょうがないのですが、私は質問のところで、1ページ目の最後のほうなのですが、その結果について私は以前から不納欠損した事案、すなわち納税義務が消滅した事案について聞いていましたと、こう聞いているのです。私の質問に対して税務課長は、滞納処分を進めた結果である旨の答弁でしたと、その根拠条文を聞いてそうやって答えているので、その条文、消滅した事案について私聞いているのです。執行停止した事案について聞いているのじゃないのですよ。執行停止というのは、滞納処分を執行停止するのですよ、消滅じゃないですよ。滞納処分を執行停止するのですよ。消滅じゃないのですよ。そこところがちょっと違うのかなと私は今思っています。それしていないのを今聞いてもしょうがないので、次のところへ行きます。これで今ちょっと何か答えますか、私の今の疑問に。じゃ、疑問として質問します。

○税務課長(目黒博之君) 質問Cでは、令和元年度及び2年度に地方税法第15条の7第1項各号該当の滞納処分の停止処理をした市税及び国民健康保険税について、各号における件数、実人員をお答えくださいということでしたので、それに基づいてお答えしたつもりであります。

○3番(橋本昌美君) 申し訳ありません。確かにこの質問Cのところではそう書いてありますね。申し訳ありません。そうすると、その前段の部分からつながらないのです、そうすると。申し訳ありません。申し訳ありませんでした。

では、次の質問についてお伺いいたします。そうすると、元年と2年においては、市税において執行停止がなかったわけですが、それというのは、漠然としていますけど、何で停止処理するものがなかったのでしょうか。

○税務課長(目黒博之君) 元年のときのことはちょっと、恐らく2年度のときと同じような状況、それよりもちょっと甘い状況だったのかも分かりませんが、令和2年度は徴収機構に参加いたしまして、滞納処分を進めようと始めたときであります。滞納処分をしていくに当たって、その対象案件について財産調査などの調査を進めた結果、こういった執行停止に当たるかどうかという判断、あるいは差押えができるかどうかといった判断、そういった中で判断をしていきました結果、なかったということでございます。

○3番(橋本昌美君) ありがとうございます。

そうすると、そういった地方税法の15条の7についても検討というのはまだできなかったということ



ですね。徴収機構に行っている事案について調査をやっていたと、停止についての検討は個別にはできなかったということですね。

○**税務課長（目黒博之君）** 個別にはできなかったというよりも、徴収機構に行った案件について、こういった執行停止の判断も差押えの判断も個別にしかできませんから、そういった意味では徴収機構に行った案件で滞納処分をしようとした案件について調査をしたということになります。

○**3番（橋本昌美君）** 私の経験したところからいくと、大体事案というのはずっと持っていればこれどういった方向かなというのは分かってくると思うのです。毎年新規課税が出ていれば、それは多分稼働しているものなのだろうなということで、停止の処理じゃないな。滞納処分、いわゆる差押えを含めた徴収の方途を考えていくという事案。新たな滞納が出てこないようなものについては、あれ、どうしたのだろうなということで、停止の検討かなというのをおおむね考えていくのじゃないかと思っていたので、そういうふうにお伺いいたしました。

そうすると、令和元年でも2年でも、地方税法第18条の1項の消滅時効と書いてあるのですが、時効消滅については件数上がっておるわけでございます。これについては、私も質問の中で申し上げていますが、質問の中で発言していますが、いわゆる5年経過であればその5年の間に中断時効とかなければ、それはもう当然消滅になっていく事案でございます。そういったところでの漏れというのはないのでしょうか。

○**税務課長（目黒博之君）** 漏れというのは今現在ということでしょうか。今までも何回か申し上げておりますように時効の更新の確認とか、時効の起算点とかということの確認は一概にはできません。そういったことで、いろいろ調査進めておりまして、令和元年度においては翌年度に徴収機構に参加するということで、参加するという事は滞納案件を引渡しをします。引渡しをするに当たって、消滅している金額まで引渡しをすることのないようにということで、まだそのときは参加しておりませんでしたので、言ってみれば市独力でといたしますか、調査をして、消滅処理、欠損処理をすべきものはしたと。令和2年度に入りまして、今度は市独力で、自力だけでそういったことをやっても思うように進まないだろうと徴収機構のほうからお話がありまして、徴収機構に引き渡すべき案件については引渡してからであっても、一緒にやるから、消滅の確認をしていったらいいのじゃないかというようなことで、それから徴収機構の職員も一緒になってやるからと、そういった確認も、ということで、令和2年度においては徴収機構の力も借りながらも、消滅の確認、これ滞納処分の前段階の作業としてやったり、あるいはそこで得ました知識とか、そういったものも使いまして、徴収機構案件でないところも目いっぱい確認していったところで、絶対漏れがないかという、それはあるかもしれませんが、令和元年度、令和2年度を取組によりまして、漏れといったようなものはあったとしても大分少なくなっているというふうに思っております。

○**議長（滝沢茂秋君）** 3番、橋本昌美君、残り3分です。

○**3番（橋本昌美君）** ありがとうございます。

先に申し上げるのですが、私がこうやって質問するというのは、やっていることについて問い詰めるとかではなくて、そういったことをつまびらかにして、もっとこういう方法があるのじゃないかとか、または市民の権利もありますよということを最終的には言いたいところなのです。それで、今何でそこを聞いているかという、5年で消滅するというものについては、これは納税者の権利なのです。これを消

減させないというのは、権利を侵害しているのです。残っている場合がありますと、そういう言葉ではよろしくないと思うのです。なぜなら、それは5年というのは、だって督促状出してから5年というのがあるわけですから、そこを中止して、その間に時効中断措置がないかというのを見るだけですから、そんなに事務がかかると私は思わないのです。それできないというのは、そのシステムがよくないからだと思います。単純にソートして5年以上のもの引っ張り出せばいいのだから、あるAという方の事案というのはいっぱいあるかもしれません。その中で5年経過しているのもあるのであれば、その分だけとするしかないのです。これは、本当はその人は財産があって、納めさせなきゃならないといっても、5年経過しているのですから、法律に基づいて落とすしかないのです。じゃ、何でそれじゃ落とさないのが悪いのかというのは、ちょっと言っちゃ失礼ですけども、仕事が遅れたからです。本来納めさせなきゃならないのだったら、時効になる前に中断措置をしなきゃ駄目なのです。そういうところで私は聞いているのです。もう時間がないので、これで終わりますけども、最後に、市長、今のこととかどうですか。最後に聞かないと。

○市長（藤田明美君） 今のお話伺っていて、まず適切な処理をきちっと行う必要はあるだろうなというふうに思っています。それが決して市民の皆さんの不利益にならないことが大事だと思っていますし、やるべきことをしっかりやる必要があるというふうに思っています。ただ、橋本議員がおっしゃった、執行じゃなくて消滅ですか、消滅時効。消滅時効のことについても、ちょっと今詳しくこちらからお話することが、権利ということですね。ということで、ちょっと後で私また見解述べさせていただきたいと思えます。

○議長（滝沢茂秋君） 時間ですので、質問終わりにしてください。

○3番（橋本昌美君） ありがとうございます。続きについては、委員会のほうでさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて橋本昌美君の一般質問は終了しました。  
午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 16番、安武秀敏君。

〔16番 安武秀敏君 登壇〕

○16番（安武秀敏君） こんにちは。YO2781の安武秀敏でございます。

昨日は、旧日本軍がハワイの真珠湾を攻撃してちょうど80年がたちました。私は、今回平和と福祉ということで第1番目の質問をしておりますけども、ちょうど時期がよかったかなと思っておりますが、よろしく願いいたします。

市長は、総合計画の重点テーマに、笑顔あふれるまちにするために、人を大切に考え、健康、教育、文化に重点を置くとおっしゃっていますが、笑顔に最も重要なのは平和ではないでしょうか。さきの大戦が

終わってから76年間、我が国は戦争することなく発展できたのは平和のおかげであります。我が国は、広島、長崎に原爆が投下された唯一の戦争被爆国であります。被爆から75年の2020年10月24日、核兵器禁止条約は発効要件を満たす50か国の批准調印に達し、2021年1月22日、発効しました。しかし、米、英、仏、ロ、中、5大核保有国は調印せず、日本も署名しておりません。人口3万人以上の1,400の市が参加する全米市長会議が米国も調印するのを歓迎しています。加茂市議会も3月定例会で全会一致で可決し、関係機関に意見書を提出しています。8月には、加茂9条の会では、原爆と戦争展を開きました。市長は、戦争、核兵器等についていかがお考えでしょうか。加茂市は、非核平和宣言都市であります。これに関する所管はどこで、アクションはいかがでしょうか。

昨年は、戦没者慰霊祭の開催がありませんでした。加茂市内の多くの団体がコロナ禍のため、総会や行事を中止しました。しかし、今年はコロナ感染防止対策を行い、開催しています。毎年加茂市の戦没者慰霊祭は6月に実施されていますが、今年はまだ情報が入っていません。今年も中止でしょうか。祖国の発展、愛する肉親の幸せ、郷土の繁栄を念じつつ、国のため、貴い一命をささげた御霊に感謝し、平和を希求し追悼することは、何があっても欠かすことはできません。よそでは実施しています。コロナも一段落したようです。令和3年度の慰霊祭を実施してはいかがでしょうか。

加茂の慰霊祭は古い形であります。神官入場と式次第にあります。戦前は神職は官職となっていました。官吏は今の国家公務員であり、国から給与を支給されていて、神職が官職であったため、神官とも呼ばれていました。戦後は、神官は法的には存在しません。加茂は、神式一辺倒ですが、よそでは宗教的に偏らない形で実施しています。加茂市も偏らないように改善してはいかがでしょうか。

4月から市役所の組織が改編されました。戦没者援護法は、厚生労働省が戦傷病者や戦没者の遺族に対して、法律に基づき様々な援護を行っている大事な福祉事業であります。援護法には、軍人、軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障害者本人には障害年金、死亡者の遺族には遺族年金、遺族給付金及び弔慰金を支給し、援護を行うことを目的とする法律であります。広報かも3月号の777号で、福祉事務所はこども未来課と健康福祉課に分離され、福祉係には戦後援護がなくなりました。環境課は二階へ移動しましたが、戦後援護の窓口や福祉事務所の所長はどこへ行ったのでしょうか。慰霊祭は、遺族会が実施してきましたが、高齢化により運営存続が困難になりつつあります。軍恩や傷痍軍人妻の会も会員がいなくなり、消滅しました。戦没者慰霊祭は、会員がいなくなっても欠くことのできない政であります。これからは、市の主催で宗教的には中立の形で実施してはいかがでしょうか。

次に、2番目の質問であります。加茂市商店街の核であるメリアが35周年になりました。広報かも4月の778号で、令和3年度より社会資本整備総合交付金を活用して整備を行っているとおっしゃっていますが、整備状況が見えません。市民の中には、生田屋と同じように活用しないものと思っている人もいます。1億円もかけて無駄遣いだと言っています。生田屋は、議会の知らないうちに前市長が取得しましたが、メリアは議会で賛否両論ある中議論し、時間をかけて取得し、利活用についても建設課が提案していますが、計画申請や交付金等にトラブルがあったのでしょうか。整備費もまだ決定していないと思いますが、いかがでしょうか。

以上で壇上での質問を終わり、自席で質問いたします。よろしく願いいたします。

〔16番 安武秀敏君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 安武議員の御質問にお答えします。

初めに、戦争、核兵器等についてです。私は、戦争も核兵器も当然のことながら反対いたします。しかしながら、人類が生まれてから現在まで、戦争の歴史が人類の歴史であったのは間違いありません。最終的な目標として、戦争をなくし、平和な社会を築かなければなりません。しかし、争いは相手に対する憎しみ、怒り、恨み、妬みのような負の感情や、相手の考え、価値感を理解しようとしめない不寛容さ、相手のものを奪い取りたいという欲望が原因で起こるものと私は考えています。そして、そのような感情は人間なら誰もが持っているものです。それゆえ争いをなくすことは容易なことではありませんが、その争いを解決し、平和な社会を築くには、大局的な視点から争いの原因を理解し、解決するよう行動することと、局所的な視点から日々一人一人が他者に対して寛容さ、優しさを持って接し、そのような日々を積み重ねることの両視点が必要と考えます。一人一人が強い気持ちを持ち続けることで、戦争のない平和な世界が築けると強く信じています。

また、加茂市は平成7年12月11日に非核平和都市宣言を行い、平和なまちづくりを行っています。担当課は総務課になります。具体的に実施していることは、8月に市役所庁舎に懸垂幕を掲示し、平和への意識を高めたり、市民団体等が平和を呼びかける展示会を行う際に、市で所有している写真を説明文入りにしてパネルを貸し出すなどの協力を行っています。ほかには、年に1度半旗の掲示や黙祷を8月15日に行い、平和への願いを改めて誓っています。

次に、戦没者慰霊祭についてです。戦没者慰霊祭については、加茂市遺族会の主催により毎年6月に実施しています。しかし、遺族会では令和2年度は新型コロナウイルス感染症が拡大している状況により中止といたしました。令和3年度の実施については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、6月中の開催を見合わせ、延期して開催できるかどうかを検討していたとのことです。10月以降は、新型コロナウイルス感染症も収まりつつありますので、遺族会では今年度中に開催できるかどうかを役員会で協議し、その結果を会員の皆様にお知らせするとのことです。

次に、戦没者慰霊祭を宗教的に偏らない形で実施してはいかかとの質問についてです。遺族会では、会場が青海神社に隣接している加茂市民体育館であることから、従来から神式で実施していましたが、どうしても神式で実施しなければならないというこだわりはないと聞いております。そのため、宗教的に偏らない形で実施することとなると、会場の変更も含め、実施方法についても遺族会の方々とよく相談して検討しなければなりません。

次に、4月からの組織再編により、戦後援護の窓口や福祉事務所長はどこへ行ったのかとの御質問についてです。まず、4月からの組織再編による戦後援護の窓口は、加茂市役所処務規則の事務分掌において、健康福祉課の福祉係が戦傷病没等関係者の援護に関する窓口になっています。また、福祉事務所については、社会福祉法第14条第1項で都道府県及び市はそれぞれの条例で福祉事務所の設置が義務づけられています。加茂市では、従来から加茂市福祉事務所設置条例を定めており、福祉事務所を設置しています。組織再編後も福祉事務所設置条例は残っており、さらには加茂市福祉事務所処務規程において事務所に所長を置くこととなっていますので、福祉事務所長は健康福祉課長が兼務し、令和3年4月1日付で辞令が発令されています。

最後に、戦没者慰霊祭の運営存続が困難になっていることから、市の主催で宗教的に中立な形で実施し

てはいかがかとの御質問です。確かに遺族会の会員の皆様の高齢化などにより、会員も減少傾向にあるとお話は伺っています。ただし、市が主催して宗教的に中立的な立場で実施するかどうかについては、戦没者慰霊祭は従来から遺族会が行ってきた行事であるため、先ほども申しあげましたように、遺族会の方々とよく相談して検討しなければならないと思っています。

次に、メリア3階の利活用についてです。令和元年7月1日、メリア1階の食品スーパーが多額の負債を抱えて破産手続きに入り、突然閉店しました。この事態にメリアを管理運営する加茂ショッピングセンター協同組合は、組合だけではメリアの運営を継続することが難しく、メリア全体の運営に支障を来すことから、令和元年8月、メリア3階部分の取得を中心とした支援を市に要請してきました。これを受けて、市では組合など関係者との協議を重ね、同年9月、市議会定例会でメリア3階部分の取得を表明しました。組合もメリア1階部分を取得し、食品スーパーに賃貸する方向でこの場所に出店を考えている食品スーパーとの交渉に入りました。その結果、令和2年5月18日にメリア1階に待望のリオンドールがオープンし、メリアに買物客が戻るとともに、加茂駅前周辺は再びにぎわいを取り戻しました。市では、さらに集客力のある施設をメリア3階につくれば、メリアをはじめとした商店街のにぎわい創出だけにとどまらず、加茂駅東口側の中心市街地に暮らす市民や、加茂市に通勤、通学する人たちにも利便性をもたらすと考え、市議会の皆様と議論を重ねた上で、令和2年6月にメリアの3階部分を消費税を含む1,100万円で取得しました。その経緯につきましては、令和2年の広報かも7月号に書かせていただいたとおりです。このメリア3階の利活用につきましては、令和2年10月に新潟県の補助事業、にぎわい空間創出支援モデル事業を利用して、3階フロアの活用調査と規模の検討を行い、整備の方向性を模索してきたところです。市では、全体で360坪ほどの面積のうち約3分の2を親子で遊べる屋内遊具施設や学生のたまり場、会議室、スタジオ等の公共施設に整備し、残る3分の1は利用料収入を運営費に充てることを見込み、起業を考えている方への貸出し用オフィスとして整備する方向で全員協議会等でも利活用案を提示し、御意見をいただきながら検討を続けてきたところです。同時に、広報やSNSを通じてオフィス利用者の募集を呼びかけましたが、残念ながらこれに応じる起業者はいませんでした。また、加茂市の健康づくり事業の核となるウォーキング事業と各商店街を連担するアーケードが気候に左右されずウォーキングに最適な空間を生み出していることから、メリアをウォーカブルなまちづくりの拠点とすべく、令和3年2月と4月にはウォーカブルなまちづくりに関する関係者会議として、交通機関、大学、メリア組合、市民団体と意見交換をしてきました。一方、商業施設であるメリアのフロアを公共施設に用途変更するに当たっては、新潟県福祉のまちづくり条例に従い、現在の荷物搬送用のエレベーターではなく、利用者の動線に配慮したエレベーターを新設しなければならないなど、施設整備に伴う費用負担が検討段階で徐々に増加してきていることも懸案となってきていました。こうした中、本年夏頃、メリア3階の利活用とその施設整備や運営について興味を示す市内企業が現れ、本市としても民間の活力で施設の整備や運営が行われれば財政的にも助かることから、その企業の具体的な提案を待つことにしました。本年9月、当該企業が示したメリア3階の整備計画案は、メリア3階を宿泊施設やコワーキングスペースとして整備し、ビジネス、観光の拠点としたいとの提案でした。しかし、事業費を詰めていくに従って初期投資の採算を取ることが困難になること、しかも営利を目的とした事業は国交省の補助事業の対象とならず、逆に市の持ち出しが増えるため、このたびその提案を断念せざるを得ない結果となりました。当初計画について一時中断し、空白期間が生じたことは残念でしたが、加茂市の総合計画が固まり、健康づくり

の推進や魅力あるまちづくり、中心市街地の活性化、商工業の振興などを横断的に進めるための1つの拠点として、今後再度ウォークアブルなまちづくりに関する関係者会議等で丁寧な説明をするとともに、御意見を伺いながら商店街ににぎわいと活気を生み出し、関係者の皆さんが納得できる施設整備に努めたいと思っております。

なお、御質問の中にある1億円もかけてという文言は、事実を誤認されていると考えられますので、その発言をされた方に安武議員より誤解を解いていただけると幸いです。

答弁は以上となります。

○16番（安武秀敏君） 平和については世界的な問題で、1つの市としてどうできる問題ではありませんけど、やはり昨日、今日、それにこの12月に入って、戦争というものは悲惨なものだと、愚かなものだと、そういうことで体験した人が話をしています。私も体験しましたけど。今年遺族会の人に言ったら、市から連絡がないということだったので、市長の決意で、社協か何かの会議で遺族会の人何か要望したと思うのだけど、結果聞きましたか。何か市長は特別遺族会の人から聞きましたか、職員通してじゃなくて。

○市長（藤田明美君） 今のところ私のほうは、要は遺族会の方のお話ということですよ、は何ってありません。

○16番（安武秀敏君） 遺族会のほうでは、事務局、市にお願いしてあるので、市のほうから話がないと言っていましたけど。お話ししますと、慰霊祭について今年秋になって、お彼岸もあったけど、10月になって、この近辺でもいろいろ慰霊祭、平和祈願祭やっていますよね。9月は農家の人忙しいですから、大体10月になっているようですけど、今年は10月8日に田上がやっています。それから、三条の栄地区で翌日の10月9日、やっています。それから、10月の10日、村松の通信振興学校ですか、それがあって、これは10月が学校創立の月だから、10月になったと思いますけど、そういうふうやっています。あと全国的には8月、広島、長崎、それから15日の全国戦没者慰霊式典、それから昨日はアメリカホノルルの真珠湾に沈没した戦艦アリゾナ、これアリゾナの船体の上に記念館ができた。私、二十何年前か行ったことがありますけど、記念館できた。長岡でもありましたし、長岡とホノルルと姉妹都市ですか、それにもなっていて、バイデン大統領が昔敵だった同士が姉妹都市になって、立派だと言っています。そういうふう今年やっていますのです、よそは。要するにやっているから、そうすれば加茂もやったらどうかと。どうですか。

○健康福祉課長（藤田和夫君） 遺族会ですけども、遺族会については社会福祉協議会のほうで事務局をやっています。それで、答弁にありましたけども、毎年6月に実施していると。その時点では、やはりコロナウイルスの感染の影響もありましたので、6月はできないという判断をいたしまして、それからできるかどうかというのを今役員会のほうで諮るといってございまして、これから冬に向かいますので、その辺できるかどうかよく考えまして、また皆様方、会員の方にお伝えしたいということ言っておりました。

○16番（安武秀敏君） 縮小してやってもらいたい。全国慰霊祭は、あれは100分の1かな、何かそんなぐらいに減らしてやっていたけど。行事ができなければ、商店街の応援に花火上げましたけど、12月、田上で上げる除夜の鐘のとき、花火1つでも上げたらどうかと。昨日長岡では、白菊という花火を上げていますけど、最低それぐらいは市としてやったらどうかと思っておりますけど、どうでしょう

か。

- 市長（藤田明美君） 安武議員のおっしゃることは、慰霊のための花火を上げたほうがいいのではないかと御提案でしょうか。（16番安武秀敏君「はい、慰霊のね」と呼ぶ）慰霊のためのということですよ。これまで加茂市、慰霊のための花火を上げたことがないので、ちょっと検討はしてみたいと思いますが、遺族会の方との話合いになると思います。
- 16番（安武秀敏君） 次に、福祉のほうの組織の改編に移りますけど、また後で慰霊祭のほうに行きますけど、福祉事務所はなくなったのですね。あるわけ。条例とかにはあるけど、実態はありますか。
- 健康福祉課長（藤田和夫君） 組織の再編で健康課と福祉事務所一緒になって健康福祉課、こども未来課ということになりましたが、答弁にありましたように条例では福祉事務所は設置してあるということになりまして、その中で、生活保護法の事務ですとか、あと児童福祉法に基づく事務、あと老人福祉法に基づく事務などについては福祉事務所が実施するということになっております。そういうことから、福祉事務所についてはまだあるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 16番（安武秀敏君） 福祉事務所、じゃまだあるわけね。分解しちゃったからある。そうしたら、所長はどなたですか、所長。
- 健康福祉課長（藤田和夫君） 福祉事務所長については、健康福祉課長、私が兼務しておりまして、その辞令については令和3年4月1日付で辞令をいただいております。
- 16番（安武秀敏君） いつ辞令もらったの。広報かも見ると、健康福祉課長兼加茂市介護・看護支援センター参事、藤田和夫となっている。福祉事務所のことは書いてありません。あとどこで辞令もらった、誰から。
- 健康福祉課長（藤田和夫君） 4月1日に、広報とかそういうのは出ていなかったのですが、4月1日に市長のほうから辞令を頂いております。
- 16番（安武秀敏君） もらったと言っても、広報にも出ていないし、組織図にも出ていない。組織図も出ていません。誰が組織を作ったの。あれ1階から5階まで、何課があって、誰が課長で、みんなあるけど、あの中に福祉事務所ないでしょう。ないものをあると言ったって困りますよ。
- 副市長（五十嵐裕幸君） 福祉事務所は、法定で、社会福祉法で全て市町村に置かれることになっております。したがって、その福祉事務所を健康福祉課が兼ねていると。健康福祉課長が福祉事務所長であります。それは、法律で定められていることですので、あえて私ども条例で設置を、条例もございませぬけども、健康福祉課が当然にしてその事務を引き継いでいるということですので、おっしゃるその組織図というのがどういうものをおっしゃっているのかちょっと分かりませぬけれども、多分電話番号簿とかそういったものが書いてある組織図ですか。あるいは、職員、名簿上のものでしょうか。（16番安武秀敏君「職員の図あるでしょう、1階から5階までのあれ。議員のと一緒にもらったようなあれ」と呼ぶ）机の配置図のことをおっしゃっているのでしょうかね。（16番安武秀敏君「配置図、うん」と呼ぶ）そこでは細々とした名前も入れて入っていますので、そこには入れていなかったかもしれませんが、福祉事務所は厳然と健康福祉課にありますので、御承知おきいただきたいと思います。
- 16番（安武秀敏君） あんたあると言ったって書いていないのだよ。あんたさっき市町村で福祉事務所を置くと言ったけど、町村は置かないの。町村は置くことができる。ちゃんと社会福祉法があるでしょう。社会福祉法があって、都道府県及び市、区も含めて、福祉に関する事務所を置かなければならないと

なっています、14条で。15条では所長を置かなければならないとなっている、ちゃんと、法律で。そういう法律に従って今度は条例が加茂市もある、その法律を受けて。福祉事務所を置くと、設置するという条例がある、設置条例。そして、所長を置くと書いてある。それは全然ないでしょう、この4月1日から。そこがおかしいと言っているのですよ。福祉事務所を壊しちゃった。

○副市長（五十嵐裕幸君） まずは、先ほどの私ちょっと発言誤りましたので、市でございました。申し訳ありません。

福祉事務所は、議員、名簿とか座席表のことをおっしゃっているならば、そこには書いてありませんけれども、1階の表示板にはそれは明記してあるかと思うのですけれども、福祉事務所の名前で。

（16番安武秀敏君「1階にはありません。1階に福祉事務所の看板ありません」と呼ぶ）失礼しました。その辺、じゃ誤解を招くと悪いので、その表示を入れるような方向にいたします。ただ、福祉事務所事務は行っておりますので、4月1日からなくなったというのはちょっと誤解されていると思いますので、御承知おきいただきたいと思います。

○16番（安武秀敏君） なくなったというのは言葉のあやですけど、実際仕事はしているでしょう。民生委員が行けばちゃんと対応しているでしょう。民生委員だって介護センターも看護センターも関係ないのだよ。ちゃんと福祉事務所の関係だ。そういうことでね、あまり健康、こども未来課に力入れ過ぎちゃって、福祉事務所がどこか行っちゃった。前の市長のときもそういうようなことがあった。今度は反対。それは、福祉事務所を強めるために社協が弱体化した。前のことあまり言いたくないのだけど、25年前、加茂市の社協はふれあいのまちづくりという事業を、厚生労働省が採択して、5年間、事業のあれを受けたのです、認められて。ところが、小池市長は福祉は市が主体でやるという、社協が認められた事業を市が主体の事業にしちゃった。それはおかしいでしょう。あとヘルパーは社協にもいたのだけど、そっちはいなくて、市のヘルパーを今度50人にした。社協だよりは停止。ボランティア反対。そういうようなことで、市がみんなやるのだという、福祉日本一のほうに邁進して、これはいいか悪いか知りませんが、そういうことがあった。そのとき社協の人は切なかったと思う。福祉のほうはみんな市が力入れたものだから。今度反対。今度は福祉事務所を弱める。そういうようなやり方で、どっちもどっちです。市長、何かありますか。前と今度反対になっちゃった。どうぞ。

○市長（藤田明美君） 私は、福祉事務所を弱めるという意図は全くありません。そういう考えも持っていません。福祉事務所は、これまでと同じようにやっていますし、健康づくりであったり、子供の支援であったり、そういったところに力を入れたので、相対的に、相対的にですよ。比べてそういうふうに見えるかもしれませんが、絶対的な量としては変わっていないというふうに思っています。変わっていません。

○16番（安武秀敏君） 変わっていなければ、ちゃんと社会福祉事務所を残しなさい、看板でも何でも。それをなくしちゃったのだから、2つに分けて。

あと神式か仏式か。加茂山公園は、青海神社の境内にあるから神式でやっているという答弁だった、さっき。違いますか。まあ、いい。どこでやろうとやる人の自由なのだから。今さっき言いました田上の場合、田上町では毎年遺族会主催、戦没者慰霊祭をやっておりまして、仏式、神式で1年ずつ交互にやっている。5年に1度は町の主催で、無宗教でやっている。そして、平和記念式典をやっているということです。本来去年は開催予定だったのを今年改めて町の主催でやったのかな。市でもやっているというこ



とです。三条の栄地区、5年に1度、神式で行っている。その年、その年ではなく、今年は例年どおり仏式。栄地区内の11か所の寺の住職が参列して読経したと。大島地区は、遺族会解散したもので、お寺に永代供養をお願いして、追悼式のときに出席するというふうな状況です。今会員は高齢化していますから、よそはいろいろ解散したりなんかしています。それで、今度は私は遺族会の人と話していませんけど、市がやらなければならないとか、市が応援しなければならないというふうに思っています。今全国の戦没者慰霊祭だって、あれ無宗教でやっていますから、偉い人がいっぱい来て、その後白菊を参加者みんなささげていますけど。あと広島でも長崎でも宗教関係ないです。長岡でもそうです。それだから、宗教に偏らない方法、これは青海神社の敷地内であろうが、町なかであろうが、やる人のあれですから、お宮様が何か言うことはないと思います。どうですか。

○市長（藤田明美君） 私も慰霊祭は続けたほうが良いと思っています。その形については、まずはやっぱり遺族会の方と御相談しないとイケないと思いますし、交互にやっている自治体があるというふうにも伺いましたけれども、市民の皆さんの中には様々な宗教を信じてる方もいらっしゃいますし、様々な立場、考えの方がいらっしゃいますので、交互にこだわることもないのかなというふうにも思っているというところで、今後ちょっとまた検討はしてみたいというふうには思います。

○16番（安武秀敏君） 加茂は神式でやっていますが、神職の人が入場するときに音楽が鳴ります、「海ゆかば」。あの作曲した人は加茂に縁のある人で、あの人の奥さんが加茂出身なので。加茂中の校歌、加茂高校の校歌、それから加茂市体協の歌とか、朝学校の校歌とか、そういうのを作曲している。外国ではいい曲だ言われているらしく、「海ゆかば」の歌詞が大伴家持、万葉集の巻の18に長歌が出ていますが、そこから取った歌詞で、「海行かば水漬く屍、山行かば草生す屍、大君の辺にこそ死なめかへりみはせじ」、天皇陛下のおそばで死んでも後悔ありませんというような、今の時代にちょっと合わないような歌詞なのです。曲はいいです。そういうことで、宗教に偏らない方法がいいのじゃないかなと思います。

福祉事務所については、はっきりまた分かるように、今までのようにはっきり表示してください。そして、健康も大事です。健康福祉課長、広報に載せたのですか、所長の辞令。（健康福祉課長藤田和夫君「辞令ですか」と呼ぶ）載った。（健康福祉課長藤田和夫君「いや」と呼ぶ）載っていない。（健康福祉課長藤田和夫君「はい」と呼ぶ）何で載っていないの、市の人が仕事で辞令というものは、載っていないのに出たなんておかしいよ、それ。書いていなければ出さなかったと同じでしょう。載っていないで何で、いつ誰が出した。ちゃんと辞令というものは紙に書いてもらうのですよ。それをもらったなんて言っているようでは、市民ごまかすことじゃないですか。出したの。出しましたか。何で載らない。

○副市長（五十嵐裕幸君） 広報の中にそれは載らなかった。限られたスペースの中に福祉事務所所長の兼務ですとか、あるいは中にはほかにも省略しているようなものがございます。本日の安武議員さんの御指摘を受けまして、来年の人事異動に関しましては福祉事務所所長の名を明記するようにしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○16番（安武秀敏君） こういうあれにも載っていないでしょう、福祉事務所所長というのは。載っていないきゃ本気に誰も知りませんよね。もうなくなったものと思っていますよ。

それで、今回は市長の平和に対する考え方、慰霊祭についての考え方、それから福祉事務所の考え方、これを質問のあれでやったのです。ちゃんと福祉事務所は社会福祉法で決まっているのだから、設置しな

けりゃならない。市はもちろん設置条例あります。今三条の地域振興局に三条保健所。保健所だって普通は県の中では言わないでしょう。健康福祉環境部となっている、保健所って。今対外的に、コロナがあって三条保健所何名とか出ていますけど、あれ国の法律で、一本一本やっていたら縦割りで連絡がうまくいかないから、県のほうは三条保健所、福祉事務所、みんな併せて、環境も併せて、健康福祉環境部となっている。ちゃんと看板あるわけ、三条の玄関口。そういうことで、そこを間違わない。今のところは不適切。

大体言いたいことは言いましたが、メリアにつきましては面倒だと思います。面倒だと思うけど、いろいろ若い人が集まる場所、定年になって何か趣味やっている人の発表する場所とか、やっぱりまちコミセンなくなったので困っていますから、そういう声聞きますから、それ一生懸命やっていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（滝沢茂秋君） これにて安武秀敏君……（16番安武秀敏君「1ついいですか。市長、何か言ってください」と呼ぶ）何かありますか。いいですか。ありますか。

○市長（藤田明美君） メリアの3階についてなのですが、経緯については先ほど壇上で答弁したとおりです。ただ、これまで議会の皆さんに対して御説明したことがないことも答弁で述べています。その中で特に気をつけていただきたいというか、ことが、今後の整備についても大きく関わってくることなのですが、新潟県の福祉のまちづくり条例に関することです。その新潟県の条例があるので、その条例に合わせた施設整備を行おうとすると、今のところエレベーターを設置しなければならないのではないかなということになっております。そうすると、当初お話ししていたよりも整備の費用がかかってしまうというところで、その辺ちゃんと検討して、やはり市民の皆さんに使っていただける施設を考えていきたいというふうに思っております。また、今後のメリアの中身のこともについても進捗は都度やってまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝沢茂秋君） では、これにて安武秀敏君の一般質問は終了いたしました。

午後2時10分まで休憩といたします。

午後1時53分 休憩

---

---

午後2時10分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（滝沢茂秋君） 11番、森山一理君。

〔11番 森山一理君 登壇〕

○11番（森山一理君） 皆さん、こんにちは。11番、大志の会の森山一理でございます。

令和3年加茂市議会12月定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。12月定例会における私の一般質問は次の3点であります。第1点目が加茂文化会館前広場のリニューアルについて、第2点目が加茂市の教育現場における加茂の方言教育と愛郷心について、第3点目が八十里越、国道289号線開通に向けてについてであります。

まず、1番目、加茂文化会館前広場のリニューアルについて。国道403号線バイパスと県道長岡栃尾巻線が交差する丸瀧交差点が新たな加茂市の玄関口となり、機能しております。近い将来、延伸の三条北バイパスが完成し、高速道路、新幹線、基幹病院などへのアクセスが飛躍的に改善される見込みです。田上の道の駅、保内の道の駅がにぎわい盛り上がりつつある中、加茂市の道の駅の立ち寄りどころがないため、加茂市が発信するインパクトのなさに出遅れているのではないのでしょうか。加茂市の玄関口として何が足りないかを考えながら、路上観察学の見地から調査研究を進めてまいりました。そこで、加茂文化会館前の市民広場が有効に、市民をはじめ、市外から訪れる方々にも全く利用されていないことに気がつき、今回の質問となります。まず、現状と課題を、改善点を挙げてみたいと思います。

①、広場の道路側の植栽が道路からの視線や人の動線を遮り、暗く閉鎖的な空間になっていて、利用をためらいます。加茂市の玄関口にふさわしく、道路側にも開放された空間であれば入りやすいし、使いやすと思います。植栽を移設し、歩道側から自由に入れる出入口を設置できないのでしょうか。

②、会館前の2つの広場、1つが市民広場で3,500平方メートルのうち285平方メートルが障害者憩いの場、2つの広場、憩いの広場でしょうか、の間の緑地が双方の広場を分断し、空間の利用性を損なっています。一体的な空間にできないのでしょうか。

③、西側は障害者憩いの広場、これは昭和56年12月になっていますが、今までどのように使われてきたのでしょうか。現代では、健常者、障害者が一堂に集う中で、空間の区分によるバリアフリーを考えるべきではないのでしょうか。

④、東側の野外ステージのある広場は、西側に植えられたラクウショウ、落ちる羽の松と書きます。ラクウショウの気根が舗装、インターロッキングブロックを突き上げて、割り木の下の利用は不可能です。伐採してはどうでしょうか。

⑤、野外ステージや舗装、インターロッキングブロックがカビで汚れており、広場全体に不潔感があります。改善を求めます。

⑥、休息のためのベンチは、コンクリート製擬木で冷たく、座る魅力がありません。改善を求めます。

⑦、彫刻が2体ありますが、加茂山公園の彫刻を移設して文化会館の前に一体的にしてはどうでしょうか。

⑧、広場内の植栽は、文化会館の建築デザインが洋風に対して和風の植栽が植えられています。ゴヨウマツがたくさん植えられており、きれいに一本一本選定されています。このセンチがちょっと間違っています。すみません。直してください。剪定されています。ゴヨウマツは、三条市の木であります。加茂市の木はユキツバキであります。このゴヨウマツの剪定を含む広場の維持管理費用は年間幾らかかっているのでしょうか。他の公共施設や若宮公園などへの移植をしてはどうでしょうか。

⑨、飲食、飲酒を伴うバーベキュー施設を併設し、防災機能、電気、水道、ガスを敷設し、災害時の避難場所対応を持った広場になるようにしてはいかがでしょうか。

⑩、加茂市文化会館条例では、野外広場の使用料が発生しますが、どこからどこまでの範囲か示されておりませんので、明確にしたほうがよいと考えます。しかし、使用料が発生すると市民が気軽に広場内に立ち寄れないので、使用料がかかる場合のサイン表示が広場入り口に必要ではないのでしょうか。

加茂市総合計画との関連につきましては、施策5、住環境で、市民アンケートでは4割が公園に満足していない現状です。また、中学生アンケートでは、きれいな町並みや公園がある暮らしやすいまちを望ん

であります。市民広場のリニューアルについては、市民参加型の公園づくりができればよいと考えます。

国道403号線バイパス、丸瀉交差点から商店街まで、道路緑地内にプランターを設置し、フラワーロードにすることが考えられます。景観条例の制定に時間を要すると思いますので、商店街や各店舗などへの景観づくりをお願いしてはどうでしょうか。商店街と連携した重点美化道路、ウエルカムロードとしてはいかがでしょうか。以上、市長及び当局の見解を求めます。

2番目、加茂市の教育現場における加茂の方言教育と愛郷心について。AさんとBさんの会話を加茂弁で話しますので、ちょっと心の準備をお願いいたします。「おめさん、久しぶりらねえ。元気だったかね。なじらね」、「ほいね、こんげに元気らいね。おめさんも変わらねえねえ。若え頃とおんなじらねえ」、「なにさねえ、こそばっけえこと言うなて。めぐっせえねえかね。おらこんげざまらてえ。このめえさね、2階行くと、ありゃ、俺何取り来たろっか、んま忘れるんだがね。また下に降りていったこてさね」、「俺もおんなじらて」、「わはははは」、実にほほ笑ましい、いわゆる一般的な高齢者間の加茂市民による日常的会話の一例です。本年、加茂市立若宮中学校2年生と加茂弁について話をする機会がありました。加茂弁のたれこち、ふっとつ、かずける等々、いろいろ話をしましたが、生徒さんは全く理解することができなかつたのです。これは、加茂市の言葉の伝承に支障を来すと危惧したところであります。

日本における方言は、高度経済成長期には標準語化の流れで忌み嫌われるものとなっていました。しかし、近年多言語文化の流れの中で方言は見直され、商品や公共施設の名称などにも方言が使われるようになってまいりました。加茂市のテナントショップエリア、ココラッテ、加茂市の名菓、ほいね、長岡市役所のアオーレ長岡、三条市の日帰り温泉施設、いい湯らていなどなど。また、第20期国語審議会の審議経過報告、言語環境の重要性、方言の尊重で、方言の尊重のための方策としては、例えば児童生徒が地域に伝わる民話や芸能、あるいは高齢者とのコミュニケーションによって方言に触れること。さらに、他の地域の方言についても知識や理解を深めることなどが考えられる。これらは、言語感覚を養い、豊かな心を育てる上でも有益であろうとされています。さらに、国の施策として消滅の可能性がある方言の保護も行われています。また、方言を活用しての地域振興、観光の際に方言を使いおもてなしを行うなど、方言の力は注目されています。

方言をうまく活用した実例として、山形新幹線のカリスマ車内販売員の女性が話題になったことがありました。新幹線内での女性車内販売員の1日の売上額は50万円を達成し、これ一般販売員の方は平均で25万円程度だそうです。マスコミに幾度となく取り上げられましたことがありました。彼女は、販売員として仕事を始めたときは全く成績が悪く、どうやったら売上げを伸ばすことができるかと思案した結果、販売方法を研究、開発し、客席前方からワゴン車を押し、乗客の顔を見ながら、自分の育った郷土の山形弁で飾ることなく対応することにしたそうです。努力の結果、売上げはみるみる上がり、車内販売売上額1日50万円を達成したのです。それが功を奏して、テレビをはじめとするマスコミに取り上げられて、企業や役所の講演依頼も相次いだという話であります。

加茂市における方言への状況はどのようなものなのでしょうか。全国の傾向と同様に、徐々に方言話者は減少しつつあります。しかし、様々な席で方言の単語が、イントネーションが、そしてその雰囲気、加茂市らしきがつながるということは現在も行われていることは御承知のとおりかと存じます。加茂の言葉、方言を使うことで、郷里への一体感、また加茂市の外に出て生活する人にとっても、その言葉は地域への郷愁とつながるものです。このような加茂の方言を生かすための取組の一步として、教育の現場で方言を

取り入れられないかということが質問の目的です。教育現場で方言が導入されていたのは、意外に古く七谷尋常高等小学校における（仮称）「郷土読本」において方言の紹介を行っておりました。さらに、昭和50年、1975年刊行の「加茂市史」下巻で方言について紹介が行われています。昭和52年、1977年の「新潟県大百科辞典」でも当市の方言が取り上げられています。そして、平成29年、2017年刊行の「加茂市史」資料編5、民俗の第8章第4節に方言についてページが割かれております。ここでは、加茂の方言として約230を紹介しており、意味用例の解説つきです。私も使ったことのない方言が記載されており、納得したり、感心したりしてほほ笑ましくも感じた次第です。これらを踏まえて、以下の点について質問いたします。

①、そうやんへえ、おおきに、休めねえ、そうらいねえなど、京都言葉に非常に似ている加茂の方言がありますが、どのような流れでこのような言葉を発する加茂市民がいるのか、加茂市史編さん委員会で分かりましたら教えてください。

②、七谷地域の言葉のイントネーションと加茂市街地域の言葉のイントネーション、下条地域の言葉のイントネーションが全く異なっていますが、加茂市史編さん委員会ではどのような流れでイントネーションが異なっているのかを教えてください。

③、加茂市内の小中学校で、これまで国語、社会、あるいは総合学習において加茂の方言を教科学習の中で取り入れたことはあったでしょうか。

④、今後加茂市の小中学校で加茂の方言に関する学習単元を導入することはあるでしょうか。補助教材の作成や総合学習の時間等での導入があり得ますが、この点についてお伺いいたします。

⑤、学校教育とともに生涯学習や文化財として方言を残していく取組、また方言話者による伝承機会の提供、ICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー技術の活用による記録、保存なども今後検討する考えはあるでしょうか。市長及び教育委員会の見解を求めます。

3番目についてであります。八十里越、国道289号線開通に向けてについて。本年11月8日月曜日、加茂市議会産業建設常任委員協議会主催の視察で、国道289号線、通称八十里越の工事現場を視察させていただきました。心配していた雨も降らずに、快晴の中の絶好の視察日和でありました。準備から当日携わられた方々に厚く御礼申し上げます、感謝いたします。当日は、委員会以外の議員の参加者も多数あり、当局から市長、副市長、商工観光課長、建設課長、議会事務局長並びに職員の皆さんが同行してくださいました。国土交通省からは、長岡国道事務所の木村祐二所長はじめ、専門調査官が現地にて現状説明をしてくださいました。現地視察に参加した皆さんは、今後のまちづくりに向け、それぞれに感じたものがあつたように思います。木村所長は、「八十里越の開通を5年後に控えて、加茂市に交流人口を増やしたりして、これをチャンスと捉えて今後の計画を立てていただきたい」とおっしゃっておいりました。加茂市としては、どのような施策で5年後開通に向けた計画を立て、加茂市に訪れる人を増やし、とどめ、交流人口の増加策、経済活性化策の準備をするのかを伺います。

以上、壇上での質問はこれにてとどめ、再質問は発言席にて行います。よろしくお伺いいたします。

〔11番 森山一理君 発言席に着く〕

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 森山議員の御質問にお答えします。

初めに、加茂文化会館前広場のリニューアルについてです。森山議員より路上観察学の見地からの貴重

な提案をいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。議員御提案の文化会館市民広場のリニューアルについては、文化会館大ホールの再稼働を進めている中であり、具体的な計画があるものではありません。より魅力ある広場とするような提案1、2、3、7については、にぎわいの場にしたいというアイデアの1つとして参考にさせていただきます。10項目の現状と課題を挙げていただいている中で、施設の管理について指摘をいただいたものについてお答えします。

4と5については、現在市民広場にラクウショウは7本ありますが、文化会館正面玄関側の3本を除いた4本の根本が、気根の形成によりインターロッキングブロックの剥がれがあることは御指摘のとおりです。文化会館正面玄関側の3本の周辺のインターロッキングブロックについては、平成29年に根の伐採や気根をそぎ、修繕しましたが、再度気根が形成される兆候が見えていますので、今後は樹木の伐採も含めて修繕を進めていきます。また、ステージの汚れについても修繕を進めていきたいところですが、費用もかかりますので、少しずつ伐採や修繕を進めていきたいと考えます。

6は、コンクリート製ベンチに座る魅力がないとの御指摘です。市民広場には、ケヤキの植え込み2か所の周りにそれぞれ4台、テーブルの周りに4台、全部で12台設置されています。ケヤキの植え込みの周りには、木の根により凹凸ができていますので、4、5の後に修繕を進めていきたいと考えていますが、魅力あるベンチについてはどのようなものがよいのか、今後の課題といたします。

8については、文化会館の周辺を含め、樹木の多くは御寄附いただいたものです。御指摘のゴヨウマツは、松100本と合わせてユキツバキ200本の寄附を受け、植栽されたものです。ゴヨウマツの剪定を含む広場の管理費用ですが、市民広場や文化会館の周辺の樹木の剪定、防除、冬囲い、芝生の刈り込みなどを合わせて令和2年度は99万9,900円を支出しています。

9の飲食、飲酒を伴うバーベキュー施設を併設し、防災機能を持った広場にしてはどうかについては、市民広場は周囲が市街地であるため、適当ではないと考えます。なお、大きな災害が起こった場合、車中泊をされる方が相当数いらっしゃると思います。防災機能を持った広場の整備は、このような避難者に対して有効ではないかと思しますので、今後公共施設の再配置を進める中で整備できるか検討してまいります。

10の指摘については、市民広場に立ち入ると使用料がかかるので、使用料がかかる境界を明示してはどうかということだと思います。文化会館施設の使用は、イベントなどを開催する者が施設使用の申請を行い、使用の許可を受けます。使用の許可を受けた者が使用料を支払うことになっています。市民広場に散策などで立ち入る方や通行する方には適用していませんので、表示することは考えていません。

次に、国道403号バイパス、丸瀧交差点から商店街まで、重点美化道路、ウエルカムロードとしてはいかがという御提案についてです。御指摘の路線は、昨年加茂市から新潟市方面への403号線バイパスが全線開通し、市外から加茂市街地への自動車の入り口になっています。商店街は、商店街の皆様が十分に美化活動をされているように思います。一方、国道403号の歩道は、県や市で除草作業や剪定を行っているところですが、時折管理について指摘をいただくところです。十分な費用をかけてプランターを設置することや、手入れの回数を増やすことも考えられますが、隗より始めよという故事がありますように、まずは市役所周辺の美化活動を市職員の有志を募って始めようと考えているところです。

次に、加茂市の教育現場における加茂の方言、教育と愛郷心についてです。まず、1、京都の言葉に似ている加茂の方言があること、2、加茂市内でも地域によって言葉のイントネーションが異なることについてです。学術的なことでありますので、加茂の方言を担当された市史編さん委員の先生にお聞きしたと

ころ、理由は全く分からないとのことでした。

次に、3と4の加茂市立小中学校における加茂の方言の指導についてです。加茂市が採用している国語科の教科書では、小学校第5学年単元、日本語と外国語及び中学校第1学年単元、方言と共通語で方言に係る教材があります。方言については、日本語の言語文化に関する指導事項として、小学校では、時間の経過による言葉の変化や世代による言葉の違いに気づき、共通語と方言との違いを理解することを指導し、中学校では、時代による言葉の違いや地域や世代による言葉の違いに関して、共通語と方言の果たす役割について理解することを指導しています。児童生徒は、知っている、聞いたことがある加茂の方言を集めたり、発表したりして、共通語との違いや方言の役割等を学んでいます。他の教科では、小学校第3学年社会科で昔のくらしがしの学習がありますが、古い農具調べやまちの中の昔探しを進めていく中で方言を取り上げることもあります。加茂の方言については、これらの学習の中で、社会科の副教材や他の資料を活用していくことを検討していきたいと思います。

次に、5、生涯学習、方言話者による伝承機会の提供についてです。図書館では、方言の資料として「加茂の方言集根古屋編」、「新潟県方言集成」など数冊を、語り手の加茂の方言をそのまま収録した昔話については、「加茂に残る昔話」、「加茂の昔話」を所蔵し、閲覧に供しています。また、公民館の定期利用団体が加茂の方言を生かした昔話の語り活動を市内各地で行っているほいねの会の皆様から、夏休みに図書館を会場として、むかしばなしの会の開催や、公民館作品展のときに昔話発表会をしていただいています。会長さんは、興味のある方はいつでも仲間に加わってほしいとのことでしたので、公民館で毎年5月から8月に実施している初心者教室にほいねの会から加わってもらい、興味のある方々が参加しやすいよう推進していきたいと思います。

I C T技術の活用による記録、保存などについての検討は、今後の検討課題にしたいと思います。

次に、八十里越開通に向けてについてです。国道289号、八十里越事業は、三条市と福島県只見町を結ぶ総延長20.8キロメートルについて、国土交通省北陸地方整備局と新潟県、福島県が工事を進めており、国土交通省は今年4月、5年程度で全線が開通するとの見通しを示しています。先月8日の加茂市議会産業建設常任委員協議会の工事現場の視察には、私も副市長、関係課長とともに同行させていただきました。貴重な機会を設けていただいた加茂市議会と長岡国道事務所の皆様にこの場をお借りし、感謝申し上げます。八十里越は、江戸時代には中越地方と南会津を結ぶ重要な交通路として、経済的、人的交流に大きな役割を果たしてきました。当時の加茂も北越戊辰戦争において加茂軍議が行われたように、長岡から三条を通り、村松などを結ぶ交通の要所でした。しかし、鉄道の時代に入ると、新潟県から福島県へ向かう交通路は磐越西線や只見線が担い、八十里越は交通路としての歴史が途絶えてしまいました。さらに、現在の自動車交通の時代になり、国道49号、磐越自動車道が新潟県と福島県を結ぶ交通路の主役になっています。国道289号は、太平洋と日本海を結ぶ幹線ルートの一つとして、昭和45年4月に新潟市を起点として、いわき市に至る全長248.1キロメートル（現在の総延長275.3キロメートル）の本州を横断する一般国道289号に昇格しました。八十里越の計画区間は、昭和61年度に直轄権限代行で事業実施に着手しました。平成22年に県境部の第9号トンネル（仮称）が貫通し、三条市と只見町は貫通イベントを行いました。工事用道路を活用し、限定的に新潟、福島両県の往来が可能となったことから、平成24年6月、三条市と只見町を中心に、国土交通省、新潟県、福島県、商工会、観光協会等で構成する八十里越道路暫定的活用検討懇談会を設立し、工事の進捗状況を見据えながら、八十里越道路を暫

定的に活用し、只見地域と三条地域の物産販売や観光面での地域間交流などについて検討しています。その中で三条市と只見町は、八十里越道路の利活用の思いを関係者へ伝え、秘境八十里越体感バスの実施を国土交通省へ申し入れ、平成25年度より現在まで開催しています。この取組は、三条市にとって八十里越道路を観光の目玉として、地域の観光施設の連携による交流人口の拡大、八十里越開通の機運向上につながることで、国土交通省には、道路工事の現場、事業の効果、必要性等を確認してもらうことで、事業への理解と協力、土木技術の継承、啓発につながるなど、双方ともにメリットのあるものとして、長い時間をかけて協力体制を構築しています。八十里越道路が開通すると、県央地域と福島県只見町とのアクセスが格段に改善します。只見町側にとっては、2023年度に開院予定の県央基幹病院を利用できるようになり、救命救急体制の向上も期待されています。2つの地域間の観光周遊ルートができ、経済的交流も期待できます。新潟県観光協会が主催し、加茂市が加わっている、弥彦・燕三条エリアミーティング会議においても、八十里越開通に向けて、弥彦・燕三条エリアと南会津地域との観光施策についての連携事業を検討しているところです。以前から議員御指摘のように、加茂市は新潟市と南会津を結ぶ最短経路に位置し、加茂市内を通過する車両の増加が予想されます。既に国道290号が改良され、県道長岡栃尾巻線はこのたび新町商店街部分の道路拡幅工事が終了しました。加茂市の東の玄関口の交通路は、着実に改善しつつあり、今後も改善が必要な箇所の改良を計画的に進め、安全で円滑に通行できる道路を整備していかなければなりません。さらに、八十里越道路の開通による交通の変化がもたらす社会や経済面の変化を加茂市の好機と捉え、人の流れを加茂市に呼び込み、交流人口の増加、経済の活性化につながる取組を実施していかなければならないと考えています。このたび策定した加茂市総合計画のまちづくりの基本目標の5番目には、「人が集い、賑わいと活力があふれ、稼ぐ力と雇用を生み出すまち」として、「地域の魅力を活かして、人が集まり、賑わいと活力のあるまちづくりを進め、経済を活性化させ働く場所を創出します」という目標を定めています。この目標を実現するための手段として、1、魅力あるまちづくり、2、商工業の振興、3、中心市街地の活性化、4、農林水産業の振興の4つの施策を示しています。これら基本計画に示した4つの施策の展開方針について、具体的な取組を今後着実に実行していくことと、基本計画に示した他の施策についても着実に実行していくことが八十里越道路の開通に対応した交流人口の増加、経済活性化へつながっていくものと考えています。

答弁は以上です。

○11番（森山一理君） いろいろありがとうございました。

まず、文化会館前広場の件なのでございますが、ラクウショウの気根がすごくありまして、これネットで調べると明治神宮にもラクウショウが植えられていまして、写真見ますと気根がキノコのようにぼんぼん、ぼんぼん生えてくるのだ。すごい松なのだと思ひまして、改めて勉強させていただきました。それから見ると、文化会館のインターロッキングブロックは結構強くて、でかいのが1本ありますけど、あれはやっぱり切ったほうがいいと思います。今後切っていただきたいと思います。ゴヨウマツについては、文化会館長に聞きましたけど、結構寄贈があったそうです。寄贈があって、これはしかし三条市の木だから、加茂言えなくて、若宮公園に松がありますが、若宮公園に移設したらいいのじゃないでしょうか。その分ユキツバキを植えて、それでユキツバキの植栽が多くて本当入りにくいのです。ここに書いているように非常に規制があるのです。やはりその規制を取ったほうがいいのじゃないかなと思うのです。それで、三条マルシェのように、そこに日曜日になると屋台がやってきて、そして皆さんが集うみたいな。そ



れで、あのステージもなかなかいいステージなのです。何年か前にボーイスカウトが周年事業やりました、そこに行ったのですけど、その野外ステージを使ったのです。あと福祉祭りか、福祉祭りで加茂社会福祉協議会が年に1回使うのでしょうか。そういうことで、あまり利用していません。それで、今日配付された令和2年の何か教育の報告でも、その21ページに施設の利活用として市民広場が1件で、参加者が302人、使用料がゼロ円となっております。いかに誰も利用していないかということで、それではほかの議員さんも、いや、これは本当あそこなかなか使っていませんよねということなのですが、市長は全体的な公共施設の再編成に当たりまして今後あの広場、全然もったいないじゃないですか。それで、これから農協さんもそこに今建設なさっていらして、そこ玄関口になると思うのです。あそこだけばこっと何か変か。市長、どう思いますか。どう思って、それで今後どうしたいという市長のそのお気持ちをお聞かせいただきたい。

○市長（藤田明美君） 森山議員御指摘のとおりで、文化会館の前の広場は必ずしも市民の皆さんに、多くの方に利用されているという状況ではないという認識を持っています。ただ、このままでいいというふうには思わないですけれども、具体的にどうしたほうがいいのかというところの考えは持っていないです。公共施設、建物も含めてあの広場、公園もそうなのですから、全体的な利活用はちょっと検討しなければいけないかなというふうに思っています。

○11番（森山一理君） この間議員に配付されましたウォークアブルなまちづくり活動のグランドデザイン、これがなかなかすばらしい。これ担当者には国交省のプランニングをそのまま持ってきたようなこと言っていましたけども、こういうのが出てきたこと自体というのは物すごく、加茂が一步前に進んだと思うのです。だから、先ほど安武議員の答弁にも市長おっしゃっていましたが、メリア3階にしても、ウォークアブルなまちづくり活動としてそういうお金を、私はお金をかけろと言っているわけじゃないので、市民参加型の、市民ができる範囲はしてもらって、そして文化会館前広場を加茂市の本当誇れる公園としてやったほうがいいのかというところで、ウォークアブルなまちづくり活動として文化会館前広場も重点目標に置いたほうがいいのかと思っております。ですから、市長はその意識を文化会館前広場に置いていただいて、そして本当入りにくいのです。本当入りにくいので、そしてこれ料金表示出さないと言ったけども、ここ使うには幾らなのかというのが全く分からないわけです。私も条例集見ましたが、会館前広場のお金を書いていなかったのだけど、これ文化会館長、詳しく分かりますか。何平米で幾ら、10平米使うと幾らなのか、そういう線引きはないでしょう。それで、表示しないと書いていますけど、何事ですか。やはり表示したほうがいいのかと思いますよ、ここ使うには幾らかかりますね。どうでしょうか。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） 御指摘の文化会館の市民広場のところでございますけれども、一応別表第3というところに会館庭園使用料ということになってございまして、表がございまして、その施設として市民広場がございまして、使用時間、午前、午後、夜間、全日というふうに表示がございまして、ですので、幾らになるかというものはございますし、あと市民広場がどこかというものに関しては、私も庭園全体を市民広場というふうには認識しておりましたので、ステージだけとか、10平米だけとか、ちょっとそういったふうな認識はしていませんでした。

○11番（森山一理君） ありがとうございます。書いていました。思い出しました。書いてはいたけども、全然利用がないでしょう。だから、利用がないから、使い勝手が悪いということなのです。あんな市

街地、本当に何かイベントすると周りの人がうるさがるのか、全然そんな話聞いたことないです。それ実際聞いたのですか。何かイベントやって、やかましいやなんていった苦情ありましたか。

○教育委員会文化会館長（草野智文君） 文化会館ができた当時、ロックコンサートのようなものをして、それで周りから相当苦情をいただいたと。もう30年以上前の話になるかと思いますが、そういう話は聞いてございます。

○11番（森山一理君） なるほどね。30年前の人たちは、まだロックに対しては寛容ではなかったかな。今もうロックは、30年以上前の人たちはもうお亡くなりになっています。（「ここにいる、ここにいる」と呼ぶ者あり）そうか、そうか。でも、そういうにぎわいがあって、おお、加茂もやっとならぶようになったなと思ってると思いますけど。今各住宅もみんな二重ガラスなので、外の音が聞こえないと思います。加茂市のその文化会館前広場がにぎわっていることというのは、加茂市民にとって非常にうれしいことじゃないかなと思うのですけど。市長、どうでしょうか。加茂マルシェとか、そういうのできる公園にする、そういうことをもう私は強く言いたいと思います。市長、どうでしょうか、決意のほどを。

○市長（藤田明美君） まず、現状でも御利用していただくことはできますので、まず今でも使ってもらえるようにはしたいなというふうにも思いますし、市民の皆さんにも知っていただきたいなというふうには思っています。さらにより使いやすくするように工夫というのは要るかなというふうに思います。決意になりませんか。決意にあまり聞こえないと思いますけど。

○11番（森山一理君） 彫刻が2体ありまして、立派な彫刻、加茂信用金庫さんと協栄信用組合さんが昭和56年ぐらいに寄贈されたのかな。立派なのありますので、いっそのことそれを、加茂山の彫刻の森もいいのですけど、坂の途中に彫刻があるじゃないですか。登りながら、一々、うーんなんて、体が斜めになってしまいますので、じっくりと見ている人を見たことがない。一つ一つがすばらしいので、坂の途中にあるというのは、当時の発想でいいかと思うのですけども、やはりそれを文化会館に持ってきて、文化会館前広場彫刻の森なんてするとまたマスコミに取り上げられていいかと思うのですけど、費用がかかりますけど、それはどう思いますか。

○市長（藤田明美君） 加茂市内の彫刻については、当時の計画であったり、方針があって、加茂山公園であったり、駅前であったりというふうに置いていると思います。そこにある意味があるというふうに私自身は思っていますので、今のところ移設するというのは考えていません。

○11番（森山一理君） それで、ウォークアブルなまちづくり活動でまちづくり団体を、まちづくり会社、社団法人またはNPO、都市再生推進法人を募集するという話をこの間の全員協議会で伺いましたので、ぜひ公募していただいて、加茂市にも優れた景観に詳しい方がいらっしゃいますので、そういう人たちから率先して手を挙げていただいて、ウォークアブルなまちづくりの御提案をいただいたほうが私はいいと思いますので、これを早急に進めていただきたいと思います。市長、どうでしょうか。

○市長（藤田明美君） また詳しいこと後ほど機会あれば御説明したいというふうに思っているのですが、まず先日お話ししたウォークアブルなまちづくりの資料の中に入っている中心になっているまちづくり団体であったり、まちづくり会社なのですけれども、そのまず中心になる人は、国の補助金を、この補助金が、交付税ですか、交付税をもらうときに、加茂市内ではなくて加茂市外の人でないと交付税がもらえないという……（「首都圏」と呼ぶ者あり）首都圏からの人。だから、その1人はそういう人は外からの人でないと駄目だと。ただ、まちづくり団体であったり、まちづくり会社に関わる人は、なるべく多くの人

にも関わっていただきたいというふうに思っておりますので、地元の方にも参画してほしいなというふうには思っているところです。

○11番（森山一理君） 加茂市の人を使っただけのような方向性にしてください。よろしくお願いします。

続きまして、加茂弁のことなのですが、答弁書で私が質問して市史編さん委員会が分からないという珍しい御回答いただきまして、びっくりしております。教育委員会は、何事にも答弁を必ずしてきたのですが、理由は分からないとのことでございますので、これ担当は社会教育課長、どうしましたか。

○教育委員会社会教育課長（有本幸雄君） お答えします。

この答弁にありますとおり、市史編さん委員の先生に、森山議員からの質問そのまま大事なところだけをコピーして、御回答くださいということでお聞きしまして、実際こちらのほうおいでいただきまして聞いたのですけれども、確かに京都の言葉に似ている言葉を聞くことはあると。ただ、それについてはどうしてそのようになっているのか具体的には分からない。方言というものは、各地域、地域があって、地域、地域でちょっとずつ言葉が違うので、だから方言なのだよという回答で、厳密な回答は分からないというのが答えでした。それと、七谷地区、下条地区、加茂地区の違いにつきましても、それについても重々承知はしているのだけれども、その理由は、どうしてそのような違いが出てくるのかというのは分かってはいないという返事でした。専門家の先生の回答ですので、素人の社会教育課長が自分の私案で要らん回答を書くわけにはいきませんので、このような回答とさせていただきます。

○11番（森山一理君） 先ほど教育長と学校教育課長としゃべったのです。お話した。教育長は大阪出身なので、加茂弁がよう分からん。それで、学校教育課長は長岡の人なので、長岡弁。社会教育課長は、加茂の人なので、生粋の、だから分かるかなと思って、それで質問したわけですが、これはいろんな昔の、七谷は村松藩だったのでしょか。それで、下条はまた姫ノ城何度か落ちかかったし、戦国時代のそういう話、そういう言葉の流れもあったのかなというふうな感じで、私森山と申しますけれども、七谷の人が私のことをモリヤマさんと言う。下条の人はモウリヤマさんと言うのだ。面白いですよ。それで、秋房の人は、お休みなさい、さようならということをしめねえと言う。面白いでしょう。それで、まずのうとか、分かりますか、まずのう。まずはさようなら。まずのうって。教育長は、ちょっとすみません、分からないかも。何かありますか。

○教育長（山川雅己君） 今の方言のことにつきまして、私なりの考えをお話し申し上げますと、方言といえども言葉そのものにつきましては地理的な条件あります。気候の面、そしてそこで使われている道具もそうですし、それから産業もそうだと思います。様々なものが入り混じった中で、どういった言葉が生まれてきたり、イントネーションも急いでいけば大きな声で言わなきゃならないし、例えば船に乗っている方だとすると、危険を察知した場合には短い言葉で危ないという言葉と言わなきゃならない。また、逆の町の中でゆっくりとした生活をしている人は、やっぱりゆっくりとお話をするだろう。ですので、それだけ方言というのは入り混じっておりますので、今どういうふうな経緯があるのかということについては、非常にアカデミックな問題でございますので、そのアカデミックな問題をやっぱり掘り下げていきますと非常に時間もかかる場所だろうと思いますし、分からないという回答もあってもいいのかなと、そんなふう考えております。

以上です。

○11番（森山一理君） 事の発端は、言ったように中学生が加茂弁がよく理解できないということを学校の、ほいねの会の皆さんから私も1回聞いたことありますが、「あったてんがのう」から始まるのです、昔話。「あったてんがのう」から、もんぺはいてお話しするのだ、ほいねの会の皆さんが。いいですね。今昨今テレビをにぎわしている裏金問題のH県会議員の言葉なんかまさに新潟弁で、すごくいいですよ。あれ全国の人、何言っているか分からないと思いますけども、あれはあれですごく私はいいと思うのです、H議員の。I代議員は加茂市出身で、ちょっとあれでございますが、すみません、余談で。それで、ほいねの会の皆さんから学校に来ていただいて、定期的にお話ししていただいて、今の中学生が新潟弁、加茂弁を分からないということは寂しいことでございますので。それで、私が冒頭、2番目の質問のとき言ったような、何言っているか分かんないような加茂弁のおじいさまの言葉とか、加茂弁保存会の方が結構いらっしゃるのです、私の友人なんかも。加茂弁しかしゃべらないような人がいて、もう面白くてしょうがないですけど。そういうことでございますので、よろしくお願いします。

最後の質問になりますが、八十里越について。私が以前、もう何回も八十里越についてお話ししていますが、前市長のときに質問したときに具体的な御回答をいただいております、例えば今体操トレーニングセンターでございますよね。体操トレーニングセンターの先まで舗装が完成している。その先をずっと旧蒲原鉄道の線路道をずっと舗装して、猿毛橋まで行って、猿毛橋をちょっと拡幅して、そこからの要するに八十里越から来る人たちを持ってきたいというような返答をしてくださったのです。その当時の市長が建設課長のお話か分かりませんが、それについて藤田市長はどう考えていらっしゃいますか。また、道半のところ、大型車は右折なのでございますが、普通車が真っすぐ行きますけども、加茂駅に突き当たってしまいます。そして、さあ、どうしようかというときに、やはり道半のところなのでしょう。それか、今私が言ったように猿毛橋を拡幅して、加茂に行くにはこっちがいいですよみたいな動線を造るのか、それとも道半をこのままにするのか。あるいは、県道長岡栴尾巻線なので、県の仕事でしょうけれども、やはりそこをこれから5年の間に片をつけなければいけない。そして、藤田現市長の私は一大仕事だと思いますけど、市長、どうでしょうか。

○市長（藤田明美君） この後の議員さんの御質問の中にも出てくるのですが、加茂市の都市計画について、マスタープランこれから立てなければならぬのです。その中でも、要は加茂市全体で、都市計画も含め、また道路も入ると思うのですけれども、そういったところを総合的に検討しなければいけないかなというふうには思っています。今の話ですと、もちろん八十里越を見据えたことは考えないといけないのですけれども、要は体操トレーニングセンターの先、猿毛橋のこと。そうすると、一応加茂市の一部のことを考えているのですが、加茂市全体としてどうするかというところをまだ考えていないわけです。これまでもなかったのです、そういった計画が。なかったので、総合計画ができたということもありますので、そこをちょっと本格的に、八十里越を見据えてというところもありますし、ほかの地区についてもなのですが、のところをちょっと検討していく必要があるのではないかなと思います。そうすると、ちょっと時間はかかるのですけれども、そうゆっくりはしていただけないというところも分かっておりますが、本当に局所的に一部一部考えていくとちぐはぐになってしまうかなというのは思っているところはあります。

○11番（森山一理君） 市長のおっしゃるとおりだと思います。しかし、やはり道半のところは早急に私は改善したほうがいいなと、市民の皆さんもよく言っております。そして、私が七谷の方々といろんなとこ

ろでお会いすると、私の顔を見ると、おお、八十里越の森山さんって。おめさん、いいこと言うてくれたね、やっぱり七谷を活性化しんきゃねという七谷の方もいらっしゃいますので、加茂市民的に非常にわくわくしているという、機運が高まっているのです、イメージが。大変私はいいことだなと、そう思いますので、市長だけが一生懸命抱えるのではなくて、市民参加型のまちづくり。じゃ、ここまでやりますから、皆さんでまた地域を活性化させる何かをやってくださいという、実際いろんなところでやっていますけどね。七谷地域も七谷を元気にする会とか、そして七谷に山荘を造るなんていう若者がこの間新聞に出ていましたけども、そういうふうにして至るところで活性化するという話が出ておりますので、そういう意味でますます、八十里越だけではないと思いますけれども、加茂市全体のことを考えていって、私も調査研究をしていきたいと思えます。

以上にて私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて森山一理君の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、明10日午前9時30分から一般質問を続行いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時10分 延会